

# 確定給付企業年金のガバナンスについて

# 目次

- ・ガバナンスに関する企業年金部会における議論  
（社会保障審議会企業年金部会における議論の整理 平成27年1月16日） . . . . . 5

## 1. 総合型DB基金への対応

- ・総合型確定給付企業年金（総合型DB）とは . . . . . 7
- ・（参考）総合型DB基金の実施事業所の推移の例 . . . . . 8

### (1) 代議員の選任のあり方

- ・総合型DB基金に内在する問題点 . . . . . 10
- ・（参考）第18回の企業年金部会の議論〔代議員の選任のあり方関係〕 . . . . . 11

### ◎代議員の選任のあり方に関する論点 . . . . . 13

- ・（参考）相互組織や協同組織に見られる総代会制度の例 . . . . . 14
- ・（参考）総合型DB基金の代議員数（H29.4.1現在の126基金） . . . . . 15
- ・（参考）基金の設立基準 . . . . . 16
- ・（参考）総合型DB基金における母体組織等の現状 . . . . . 17
- ・（参考）代議員会の議決事項 . . . . . 18

### (2) 総合型DB基金における会計の正確性の確保

- ・総合型DB基金における会計の正確性に関する問題点 . . . . . 20
- ・（参考）企業年金の決算書類と退職給付会計の項目比較 . . . . . 21
- ・（参考）会計監査に関する論点  
（第18回社会保障審議会企業年金部会平成28年6月14日資料） . . . . . 22

・（参考）第18回の企業年金部会の議論〔会計監査関係〕	23
・会計監査にかかる費用について	24
・公認会計士による「合意された手続業務（AUP）」の活用可能性について	26
・（参考）合意された手続業務（AUP）の例 （仮想通貨交換業者における利用者財産の分別管理の例）	27
・（参考）会計監査の対象範囲の例（社会福祉法人の例）	28
・（参考）内部統制の向上のための支援の例（社会福祉法人の例）	29
・（参考）公認会計士による年金基金の監査について	30
<b>◎総合型DBにおける会計の正確性の確保に関する論点</b>	31
・（参考）総合型DB基金における公認会計士による合意された手続（AUP） 導入スケジュール（イメージ）	32

## 2. 資産運用について

・資産運用ルール等に関する企業年金部会の議論	34
・（参考）DBの資産運用の現状	35
(1) 運用の基本方針、政策的資産構成割合の策定	
・運用の基本方針・政策的資産構成割合に関する規定	37
・DBにおける政策的資産構成割合の策定の現状	38
・（参考）前回の企業年金部会の議論〔政策的資産構成割合・分散投資関係〕	39
<b>◎運用の基本方針、政策的資産構成割合の策定に関する論点</b>	40

(2) 資産運用ガイドラインの見直し	
・ 資産運用ガイドラインの位置づけとこれまでの経緯	42
・ (参考) 厚年基金等有識者会議報告書 (平成24年) における指摘	43
・ (参考) DBガイドラインの構成	44
・ ①資産運用委員会	45
・ ②分散投資	46
・ ③オルタナティブ投資	47
・ ④運用受託機関の選任・契約締結 (定性評価・定量評価の基準)	48
・ ④運用受託機関の選任・契約締結 (内部統制の保証報告書)	50
・ ④運用受託機関の選任・契約締結 (投資パフォーマンス基準 (GIPS))	51
・ ⑤運用コンサルタント	52
・ ⑥代議員会・加入者への報告・周知事項	53
・ ⑦スチュワードシップ責任、ESG	54
・ (参考) 「責任ある機関投資家」の諸原則 (金融庁) (平成26年2月制定 平成29年5月改訂)	55
・ (参考) 未来投資戦略2017 - Society 5.0 の実現に向けた改革 -	56
・ スチュワードシップ・コードの受入れの促進に向けた取り組み	57
・ (参考) スチュワードシップ検討会について	58
・ (参考) スチュワードシップ検討会の報告書 (全体構成)	59
・ (参考) スチュワードシップ検討会の報告書 (要旨)	60
<b>◎資産運用ガイドラインの見直しに関する論点</b>	<b>65</b>

### 3. 加入者等への説明・開示その他

- ・ (参考) 第17回の企業年金部会の議論〔加入者等への説明・開示その他〕 . . . . . 67
- ・ (参考) 加入者等への説明・開示その他に関する論点  
(第18回社会保障審議企業年金部会平成28年6月14日資料) . . . . . 69
- ・ (参考) 第18回の企業年金部会の議論〔加入者等への説明・開示その他〕. . . . . 70
- ・ DBの業務概況の周知の内容 . . . . . 71
- ・ (参考) DBの業務概況の周知にかかる受託機関のひな形の例 . . . . . 72
- ・ DBの業務概況の周知の方法 . . . . . 77
- ◎**加入者等への説明・開示その他に関する論点** . . . . . 78
- ・ (参考) 研究事例：退職給付制度に関する「情報開示シート」 . . . . . 79

# ガバナンスに関する企業年金部会における議論

(社会保障審議会企業年金部会における議論の整理 平成27年1月16日)

- 企業年金部会では、企業年金のガバナンスに関し、①組織・行為準則、②監査、③資産運用ルール、④加入者への情報開示を取り上げ、議論の整理を行った。
- この中で、DBの組織に関しては運営が適切に行われるための基本的な仕組みが定められ、権限と責任分担の仕組みは一定の整備が行われているとされたものの、残された課題として以下の点が指摘されている。
  - 複数の事業主で構成されるDBで、適正な運営が難しい状況を抱えたものについてガバナンスを重点的に強化すべき
  - 公認会計士等の監査の活用  
(コストの観点から、複数事業主で実施するなど利害関係者の多い基金等に対象を絞るほか、上場企業に求められる法定監査との重複を避ける配慮が必要)
  - 資産運用委員会の設置の促進
  - 資産運用ルールの見直し
  - 資産運用に関する開示の充実

# 1. 総合型DB基金への対応

# 総合型確定給付企業年金(総合型DB)とは

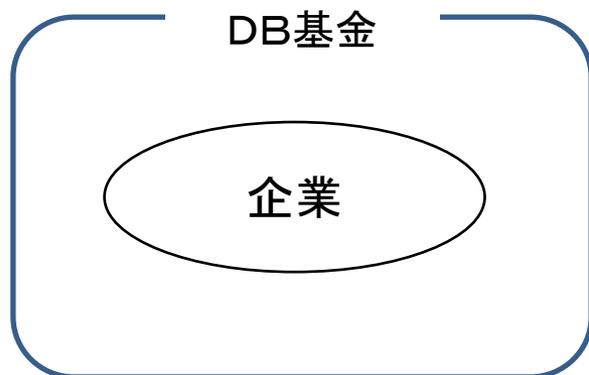
□ 2以上の厚生年金適用事業所の事業主が共同で実施する確定給付企業年金で当該厚生年金適用事業所間の人的関係が緊密でないものを、総合型確定給付企業年金(総合型DB)という。

※「総合型確定給付企業年金の指導等について」(平成20年12月19日厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長通知)

□ 総合型厚生年金基金では、同業種で基金を設立する形態が通常であったが、総合型DBにおいては、業種を問わず、広く事業主を募って基金の規模を拡大している事例も見受けられる。

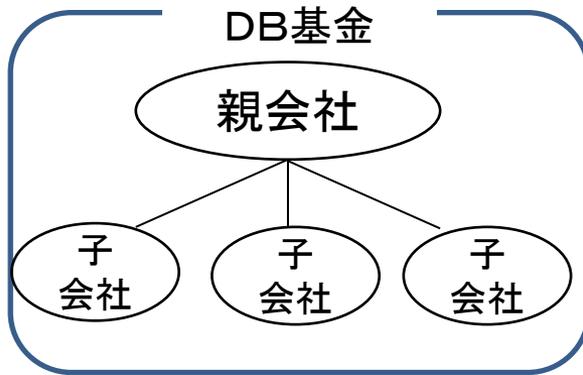
## <基金の設立形態>

### ① 単独設立



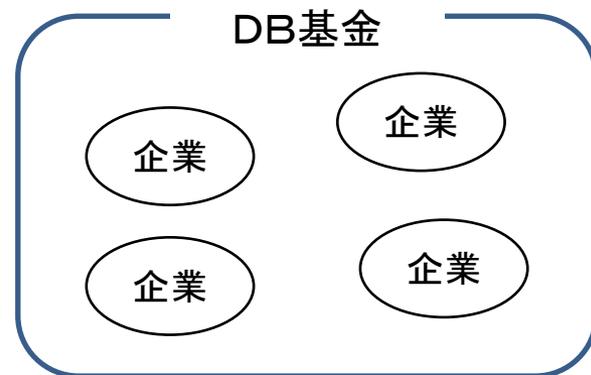
1つの企業が単独で設立するもの

### ② 連合設立



企業グループなど、企業相互間に有機的連携性がある場合に、共同で設立するもの

### ③ 総合設立



企業相互間の人的関係が緊密でないもの(※近年、実施事業主を広く募集して規模を拡大する事例が増加)

## (参考) 総合型DB基金の実施事業所の推移の例

### 《A総合型DB基金》

平成18年4月 (設立)	平成21年3月	平成24年3月	平成27年3月
26事業所	75事業所	102事業所	106事業所

### 《B総合型DB基金》

平成19年12月 (設立)	平成21年3月	平成24年3月	平成27年3月
10事業所	12事業所	130事業所	134事業所

### 《C総合型DB基金》

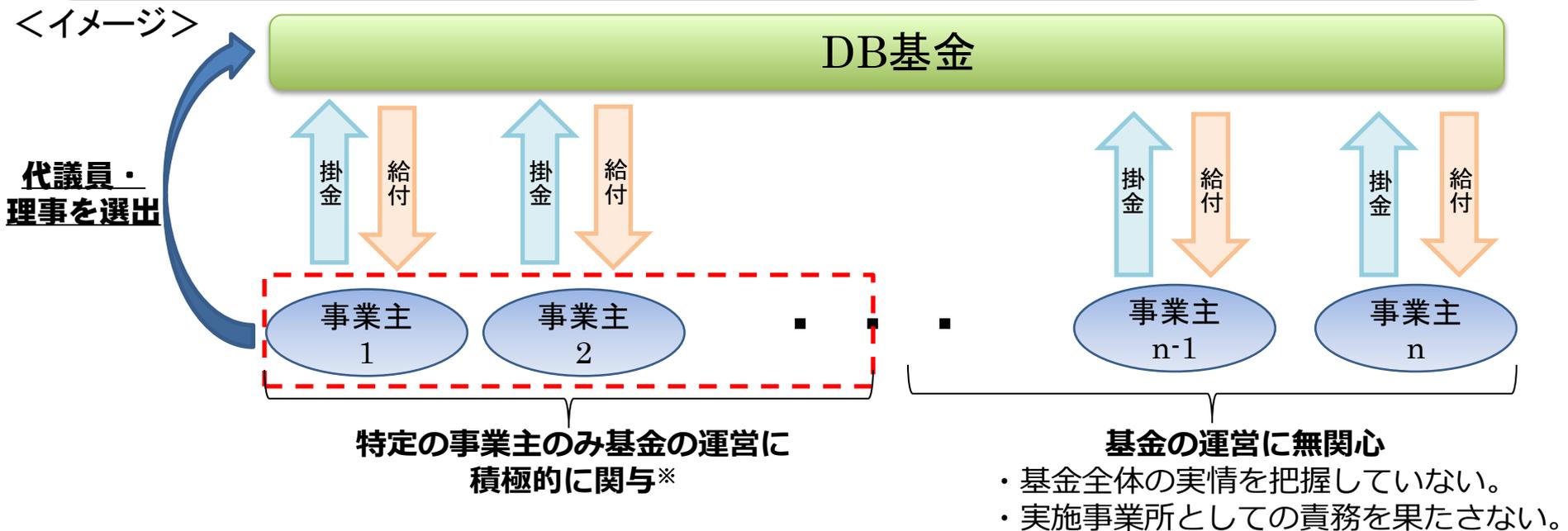
平成22年9月 (設立)	平成24年6月	平成27年6月
15事業所	69事業所	173事業所

# (1) 代議員の選任のあり方

# 総合型DB基金に内在する問題点

- 総合型DB基金では、企業間の牽連性がないことから、各事業主が、基金の組織運営の全体像や会計の正確性等を適切に把握することが困難。
- さらに、基金等からの募集により実施事業所となった事業主は、自身が組織の実施主体である※という意識が低くなりがち。このため、
  - ・ 追加掛金拠出の発生などDB加入に伴うリスクを事業主が十分に認識しておらず、実施事業所の事業主としての責務を果たさない
  - ・ 一部の事業主が代議員を独占し、基金の運営を決定するといった問題につながる懸念がある。

※ 法令上、基金は「実施事業所の事業主及びその実施事業所に使用される加入者の資格を取得した者をもって組織する」とされている。



※ 基金が特定の実施事業所に業務の大部分を委託しているようなケースも見受けられる。

- 企業の結びつきが脆弱で、加入者等の意思が基金運営に反映されにくい総合型DBのガバナンスを強化するため、第18回企業年金部会において以下の案を提案。

- ・ 原則として事業主の全てを選定代議員とする(ただし、事業主が100人を超える場合は、特定の事業主に偏らないような選定基準を定め、事業主の1割以上とする)
- ・ 総合型DBを設立する事業主の大半が所属する組織体(業界団体を想定)で、基金の運営方針について統一的理解を将来にわたり保持することが確実であると認められるものがある場合には、上記の代議員の選任規制を適用しない。

- 委員からは、中小企業の中には総合型DB基金の運営に関与するのが困難な事業所もあることや、事業主数100を境に選定代議員数の逆転現象が起こる旨の指摘がなされた。
- また、「総合型DBを設立する事業主の大半が所属する組織体で、基金の運営方針について統一的理解を将来にわたり保持することが確実であると認められるもの」を具体化することが必要。

○伊藤委員

代議員の選任のあり方のところで御質問をさせていただきます。…事業主が100人を超える場合は全事業主の1割ということの関係で、例えば100人の事業主の基金であれば100人で、101人だと1割で10人というように逆転現象が起きのかなと思ったのですが、…「原則として事業主の全てを選定代議員とする」と言いながら、…企業間の結びつきが一定程度あると考えられるようなところについては代議員の選任に関する規制は適用しないとなると、どういうところが原則とする全ての事業主を選定代議員とするような基金に当てはまるのか、イメージができなかったのです。

○山本委員

広い意味で、総合型DBが、企業年金を実施する選択肢の一つとしてこれから進めていかなければいけないことは十分理解できます。…中小企業から加入の要望がありながら、基金につてが無いため、なかなか総合型DBに加入できないケースや、総合型DBの一員でありながら、基金の運営にタッチしていけない企業があることにも留意をしていただきたいという事です。

# 代議員の選任のあり方に関する論点

○ 代議員の選任のあり方について、総代会制度の例も参考としつつ、選定代議員（事業主が選定する代議員）と互選代議員（加入者において互選する代議員）が同数であることを考慮し、以下のような基準としてはどうか。

➤ 選定代議員の数は事業主の数の10分の1（事業主の数が500を超える場合は50）以上とする。

※代議員は最低6人（選定代議員3人（理事長、理事長代理、監事）及び互選代議員3人（選定代議員と同数））が必要。

➤ 選定代議員の選定の都度、全ての事業主により選定を行うこととし、選定の方法は①事業主が他の事業主と共同で選定代議員候補者を指名する、②各事業主が独自の選定代議員候補者を指名する、③事業主が選定行為を現役員・職員以外の第三者（選定人）に委任する、のいずれかとし、各事業主が少なくとも①又は②を選択できるものとする。

➤ 「基金の設立事業主の9割以上が所属する当該DBと異なる組織体であって、次の（ア）～（ウ）のいずれにも該当するものが存在する場合」には上記の代議員規制を適用しない。

（ア） 当該組織体は、その構成員である事業主に対して総合型DB基金への加入を義務付け又は推奨することを決議等しており、その決議等に基づく活動実績が確認できる。

（イ） 総合型DB基金における方針決定の手続に先だって、当該組織体は、総合型DB基金の方針（総合型DB基金の実施及び解散、給付設計、掛金及び資産運用に関する方針）を組織決定している。

（ウ） 当該組織体は、総合型DB基金の運営状況について定期的（四半期に1回程度）に報告を受け、当該報告を踏まえて今後の対応を必要に応じて検討するような体制が内部の委員会規定・定款等に定められており、それに沿った運営の事実が議事録等で確認できる。

## (参考)相互組織や協同組織に見られる総代会制度の例

相互扶助の考え方に基づく組織では、その意思決定は総会※で行われるが、組織の構成員が多数に及ぶ場合には総代会の設置が認められている場合がある。

※総会の定足数は、定款変更など重要事項の議決を行う場合、組織の構成員の半数以上とされている。

総代会の設置要件は、それぞれの事業の特性等を踏まえて定められていると考えられるが、構成員が500人以上又は200超の場合に総代会の設置が認められ、また総代の定数は、構成員の1～2割以上とされている例が多い。

制度	根拠法	総代の定数	総代の任期	備考
相互会社	保険業法	定款で定める(注1)	4年以内	
消費生活協同組合	消費生活協同組合法	組合員の10分の1(上限100人)以上	3年以内	組合員500人以上の場合に総代会を設置可
労働金庫	労働金庫法	会員の5分の1(上限500)以上	3年以内で定款に定める	会員が200超の場合に総代会を設置可
商工会	商工会法	会員の10分の2(上限100)以上	3年以内で定款に定める	会員が200超の場合に総代会を設置可 総代は住所、事業の種類等に応じて公平に選挙
事業協同組合 信用協同組合	中小企業等協同組合法	組合員の10分の1(上限100)以上	3年以内で定款に定める	組合員が200人超の場合に総代会を設置可 総代は住所、事業の種類等に応じて公平に選挙
農業協同組合	農業協同組合法	組合員の5分の1(上限500人)以上	3年以内で定款に定める	組合員500人以上の場合に総代会を設置可
水産業協同組合	水産業協同組合法	組合員の4分の1(上限100人)以上	3年以内で定款に定める	組合員200人超の場合に総代会を設置可

(注1)相互会社における総代の定数

日本生命200人、住友生命180人、明治安田生命222人、富国生命120人、朝日生命150人

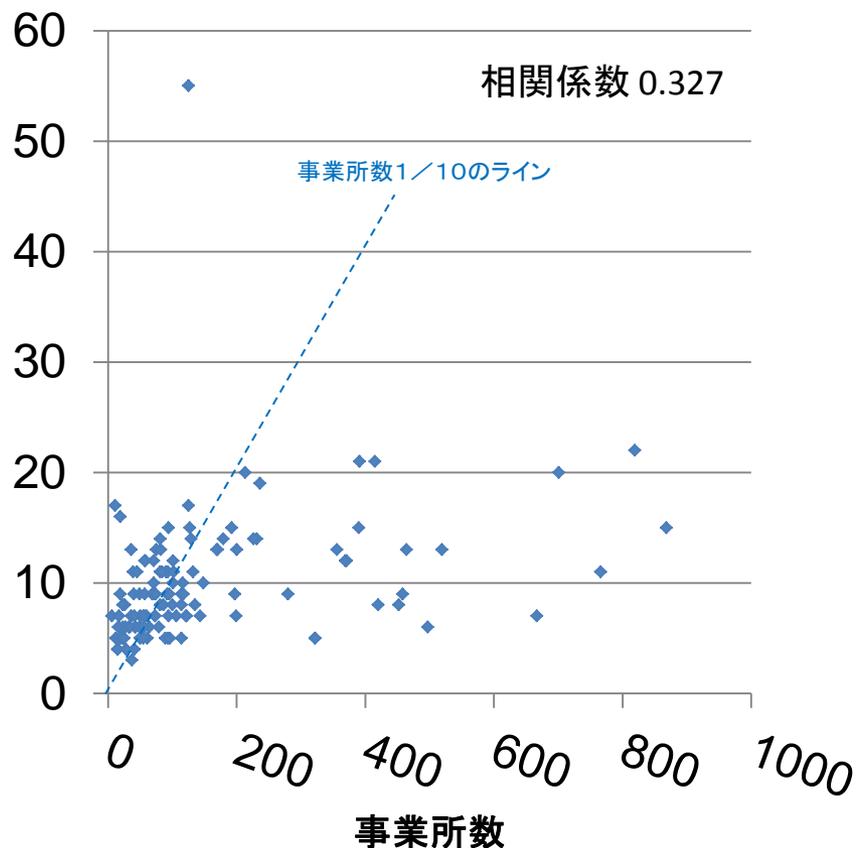
また、上記の会社の定款によれば、総代の任期は4年とされ再任も可能だが、最長で8年までとされている。

(注2)総代会の定足数は、上記のいずれの制度においても、定款変更を行う場合には組合員又は会員の半数以上とされている。14

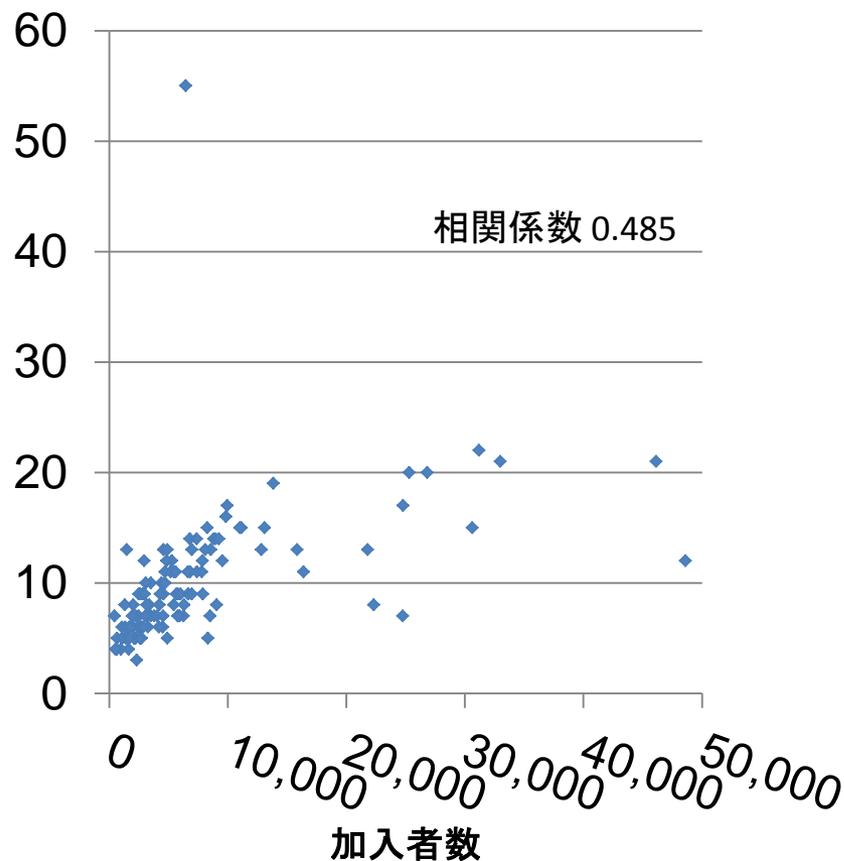
## (参考)総合型DB基金の代議員数 (H29.4.1現在の126基金)

- いわゆる総合型DB基金における代議員数は、大半のケースで40名以下(すなわち労使各20名以下)であり、3分の2の基金では20名以下である。
- 代議員数と基金の規模(事業所数や加入者数)との間には一定の相関がみられる。

### 選定代議員数



### 互選代議員数



## (参考) 基金の設立基準

- 総合型厚生年金基金の設立では、基金を設立しようとする企業に対し強力な指導統制力を有する組織母体又は当該企業で構成されている健康保険法に基づく健康保険組合があることが要件の1つとなっていたが、総合型DB基金には、このような要件はない。
- これはDB制度の創設当初、総合型基金の設立を想定していなかったこと、また労使合意に基づく制度設計を基本とすることから必要以上の規制をかけるべきではないとの考え方によるもの。

### 《DB基金の設立基準》

- ◆ 厚生年金適用事業所の事業主が共同して基金を設立しようとする場合にあっては、当該申請に係る事業所において、合算して300人以上の加入者となるべき厚生年金保険の被保険者を使用していること、又は使用すると見込まれること。

(DB法第12条第5項、同法施行令第6条)

### 《総合型厚生年金基金の設立基準》

- ◆ 基金を設立しようとする企業に対し強力な指導統制力を有する組織母体又は当該企業で構成されている健康保険法に基づく健康保険組合があり、それらの運営状況が健全かつ良好であること。
- ◆ 総合設立による場合は、常時雇用されている者が5000人以上であること。

(「厚生年金基金の設立認可について」(S41.9.27局長通知))

## (参考)総合型DB基金における母体組織等の現状

### ○ 総合型基金における事業所の母体組織等への加入率（平均75.8%）

60%未満	60%以上 90%未満	90%以上	計
25%	22%	54%	100%

### ○ 総合型基金の母体組織等

同種同業の協会・組合	健康保険組合	計
86%	14%	100%

### ○ 総合型基金と母体組織等の関係（複数回答可）

基金と母体組織等を兼務する役職員が存在	80%
基金事務局が母体組織等の施設に入居	36%
基金の運営を母体組織等の理事会等で定期報告	24%
母体組織等が基金への加入を勧奨	23%
基金の常勤役職員が母体組織等から派遣	8%
母体組織等で基金の資産運用や給付設計を議論	6%

※ 平成28年8月企業年金連合会「総合型企業年金に対するアンケート(実態調査)結果」より作成

(確定給付企業年金法第19条)

- ① 規約の変更(注)
- ② 毎事業年度の予算
- ③ 毎事業年度の事業報告及び決算
- ④ その他規約で定める事項

(注)規約に定める事項(確定給付企業年金法第4条)

- ・ 実施事業所の名称及び所在地
- ・ 加入者の資格
- ・ 給付の種類・受給の要件・額の算定方法・給付の方法
- ・ 掛金の拠出
- ・ 事業年度等
- ・ 基金の名称
- ・ 基金事務所の所在地
- ・ 代議員及び代議員会
- ・ 役員
- ・ 解散・清算
- ・ 公告
- ・ 資産運用契約
- ・ 業務の委託
- ・ 加入者等の福利厚生事業
- ・ 給付の支給に関する権利義務の移転・承継
- ・ ポータビリティの受入れ

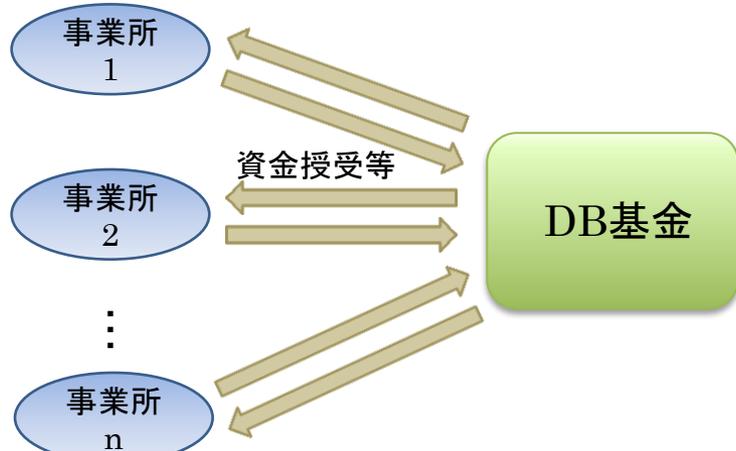
※単下線部が13頁の除外要件の(イ)、破線下線部が(ウ)に対応

## (2) 総合型DBにおける会計の正確性の確保

# 総合型DB基金における会計の正確性に関する問題点

- 資本関係等のない複数事業主設立のDB基金では、自らの拠出分が他の事業所分と混在するため、各事業所では基金全体の会計の正確性の確認が困難である。

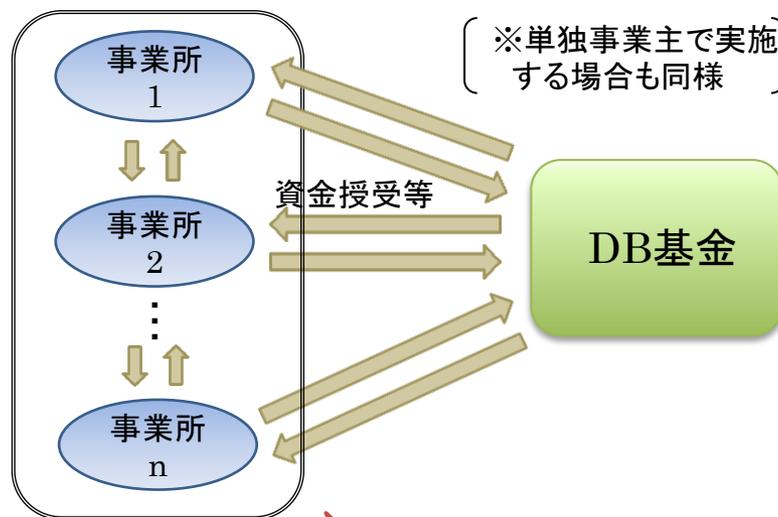
資本関係等がない複数事業主設立のDB基金の場合



資本的・人的な結びつきのない複数企業

自らの拠出分が他の事業所分と混在するため、各事業所では基金全体の会計の正確性の確認は困難。

子会社・関連会社等による複数事業主設立\*のDB基金の場合



資本的・人的な結びつきがある企業グループとして業績報告や納税を行う。

企業グループとして財務諸表が把握できるため、各事業所は基金全体の会計の不正に気づきやすい。

(参考) 企業年金の決算書類と退職給付会計の項目比較

企業年金の決算書類	退職給付会計
・純資産	・年金資産(期首、期末)
・掛金等収入	・掛金拠出額
・給付費	・給付支払額
【使用せず ←】	・期待運用収益 ・年金資産に係る数理上の差異
・受換金等、 ・移換金、 ・運用報酬等、 ・特別収入、 ・受入金、	【→ 使用せず】
・脱退一時金相当額受入金、 ・運用収益、 ・運用損失、 ・業務委託費、 ・特別支出、 ・繰入金	・退職給付債務(期首、期末) ・勤務費用、 ・退職給付債務に係る数理上の差異
【使用せず ←】	【→ 使用せず】
・責任準備金	

年金数理人の確認対象

会計監査の対象

- 企業年金部会の議論の整理では、「財務情報の信頼性向上のため、公認会計士等の外部の専門家による監査を活用することも考えられる」とされた一方で、相当のコストを要することから、対象を絞るなどの配慮が必要とされている。
- 単独事業主で設立されている単独型DB基金及び税務・会計上連結対象となるようなグループ企業の複数事業主で設立されている連合型DB基金の場合には、各事業主においてDB基金の会計上の不正を一定程度把握することが可能と考えられることから、事業主の受けた会計監査の対象にDB基金が含まれるのであれば、更にDB基金を対象とする監査を義務づける必要はないのではないか。
- また、資本関係や人的関係がない複数事業主で設立されている総合型DB基金の場合には、他の事業主の拠出分等を確認できないため、DB基金全体での会計の不正を各事業主が把握することは困難であり、外部の専門家による会計監査を実施することによる効果は一定程度あると考えられる。
- この場合、問題が生じた場合の影響の大きさの観点から、例えば資産規模が一定以上の基金に限ることも考えられるがどうか。  
また、監査の対象範囲について、厳正な確認が必要な分野(例えば資産額、業務経理)とするなどの検討を行ってはどうか。  
なお、その際には基金ごとの事業状況(例えば保有資産の内容)の違いに留意し、効果やコストも踏まえる必要があると考えられる。

○伊藤委員

会計監査のところは、余りに厳しい考え方をして普及しないということも問題があると思いますので、コストに見合った観点からの検討をしていく必要があると思っております。したがって、どのようなレベルの監査をやるか、どれだけの費用がかかるのかというようなこともお示しいただきたい。また、あわせて監事監査による内部監査の実効性を高めるという面も必要だと思っております。

○和田委員

結局のところ、こうした会計監査を行うということは、AIJ事件を含めたいろいろな不祥事があって、それに対する牽制ということで、こういう監査を入れてやっていってはどうかということかと思えます。企業年金の使命といいますか、約定した給付を払うためには適正な年金数理に従った掛金をきちんと納めていただくということが必要という中で、過去の年金基金をめぐる不祥事といいますか、そういったようなことを考えてまいりますと、AIJ事件については金融当局のほうで再発防止等の策が既にかなりとられており、また、厚生労働省でもこの対応策を設けておられるところであります。そこはもう少しやらないといけないとは思いますが、過去の事例を振り返りますと、やはり掛金の横領や、業務経理における同じようなことが起こっていたのではないかと思います。

最も重要なのは、掛金はやはり金額的にも大きいということもあって、ここをしっかりと押さえておく必要があるのではないかと思います。…企業年金の決算書類に対する専門家による監査のあり方の中で…例えばということで申し上げますと、…純資産のところを監査対象とするという形で監査の範囲を考えるというのも一つの考え方としてあり得るのかなと思います。純資産というところで見ますと、これは必然的に純資産を計算するためには流動資産、流動負債のところも当然チェックしなければいけないということでございまして、流動資産の中には未収掛金や預貯金といった科目がありまして、ここが一つ、過去の事例で問題があった点だろうと思えます。そういったところも含めての純資産というようなところ。それから、できれば掛金等収入、給付費が適切に収納または支出されているかというようなところまで見てあれば、大体、過去に起こったような不祥事の部分はある程度牽制できるのではないかと思います。

そういったところも踏まえて、…費用対効果も十分考えていただきながら、最も適切なチェックの仕方というものを御検討いただけるだろうと私は感じましたので、ぜひ、その方向で具体的な対応策を詰めていただければと思います。私からは以上です。

# 会計監査にかかる費用について①

- 会計監査にかかる費用について、主要な監査法人に対してヒアリングを行った。

## 【ヒアリングの概要】

- ・以下に掲げるDB基金の各モデル毎に、財務諸表監査を行うとした場合の監査費用等（※）を質問。
  - ※ 監査費用（初年度、次年度以降）、監査先での滞在時間・説明聴取時間（初年度）等
- ・書面による質問への回答とあわせてヒアリングを実施。

## 【ヒアリングの対象としたDB基金のモデル】

基金規模	加入者数	加入事業所数	資産残高（億円）		資産運用委託先会社数		業務委託の形態	業務経理の年間収入	基金の役職員数（常勤者）	掛金の滞納
			総額	うち オルタナティブ 資産（※）	総数	うち信託 会社数				
小	2,000人	50	40	0	1社	0又は1社	Ⅱ型	2,000万円	2人	なし
中	5,000人	100	100	10	4社	2社	Ⅱ型	4,500万円	4人	なし
大	10,000人	200	300	30	6社	2社	I A型	6,000万円	5人	なし

（※）モデルに関わらず、ヘッジファンドがメイン（ファンドオブファンズとシングルファンドは半々）。  
 ファンドの本数は基金規模中が2本で国内もの。基金規模大が6本で国内ものが4本、海外ものが2本。

# 会計監査にかかる費用について②

## 【ヒアリング結果】

- 財務諸表（年金経理、業務経理）全体を対象に監査する場合

基金規模	費用（初年度）	費用（次年度以降）	監査先での滞在日数（初年度）	監査先でのヒアリング時間（初年度）
小	690～1890万円	460～1020万円	5日～5週間	30～210時間
中	820～2120万円	550～1210万円	6日～6週間	30～235時間
大	1050～2385万円	700～1852.5万円	7日～6.5週間	40～260時間

- 監査対象範囲を年金経理の貸借対照表（責任準備金は除く）に絞った場合

基金規模	費用（初年度）	費用（次年度以降）	監査先での滞在日数（初年度）	監査先でのヒアリング時間（初年度）
小	440～1130万円	250.5～610万円	3日～4週間	20～175時間
中	570～1360万円	291～760万円	4日～5週間	25～200時間
大	740～1550万円	500～940万円	5日～5週間	30～230時間

- ※ 各監査法人の回答による最大値と最小値を幅で表示。滞在日数は、適宜滞在総時間数と滞在人数から換算。  
 費用はモデルケースに基づいて各監査法人において算出した税抜き額であり、変動する可能性がある。  
 監査先において別途提出を求められる資料の準備にヒアリングと同程度の時間を要する可能性がある。  
 基金の内部統制が整備されていない場合、要する時間及び費用が拡大する。上記の時間及び費用のばらつきの中には、基金の内部統制の整備状況による変動も含まれる。  
 オルタナティブ資産が多種・多額であるほど、資産評価の工数が多くなり、要する時間及び費用が拡大する。  
 初年度は、次年度に比して期首残高の確認があること、監査法人が監査対象のDB基金の実情を知るのに時間を要することなどの理由により費用が高くなっている。  
 監査法人の経験が蓄積されることにより、一定程度のコスト低減が見込まれる。

# 公認会計士による「合意された手続業務（AUP）」の活用可能性について

- 公認会計士が行う業務には、公認会計士が財務情報の適正性を保証する「会計監査」の他に、「合意された手続業務（AUP）」がある。
- 費用の面等から、「合意された手続業務（AUP）」を総合型DB基金において活用することが考えられる。

（参考 「会計監査」と「合意された手続業務（AUP）」の違い）

会計監査	合意された手続業務（AUP）
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 公認会計士が、財務情報の適正性を判断するために十分かつ適切な証拠を入手することができるよう監査計画を作成し、</li><li>・ 財務情報の適正性を保証する。</li><li>・ 比較的費用が高い。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 公認会計士と依頼者の間で、確認する具体的な事項とその方法について合意し、</li><li>・ その結果得られた事実についてのみ報告を行う。</li><li>・ 比較的安価で実施できる。</li></ul>

# (参考) 合意された手続業務(AUP)の例 (仮想通貨交換業者における利用者財産の分別管理の例)

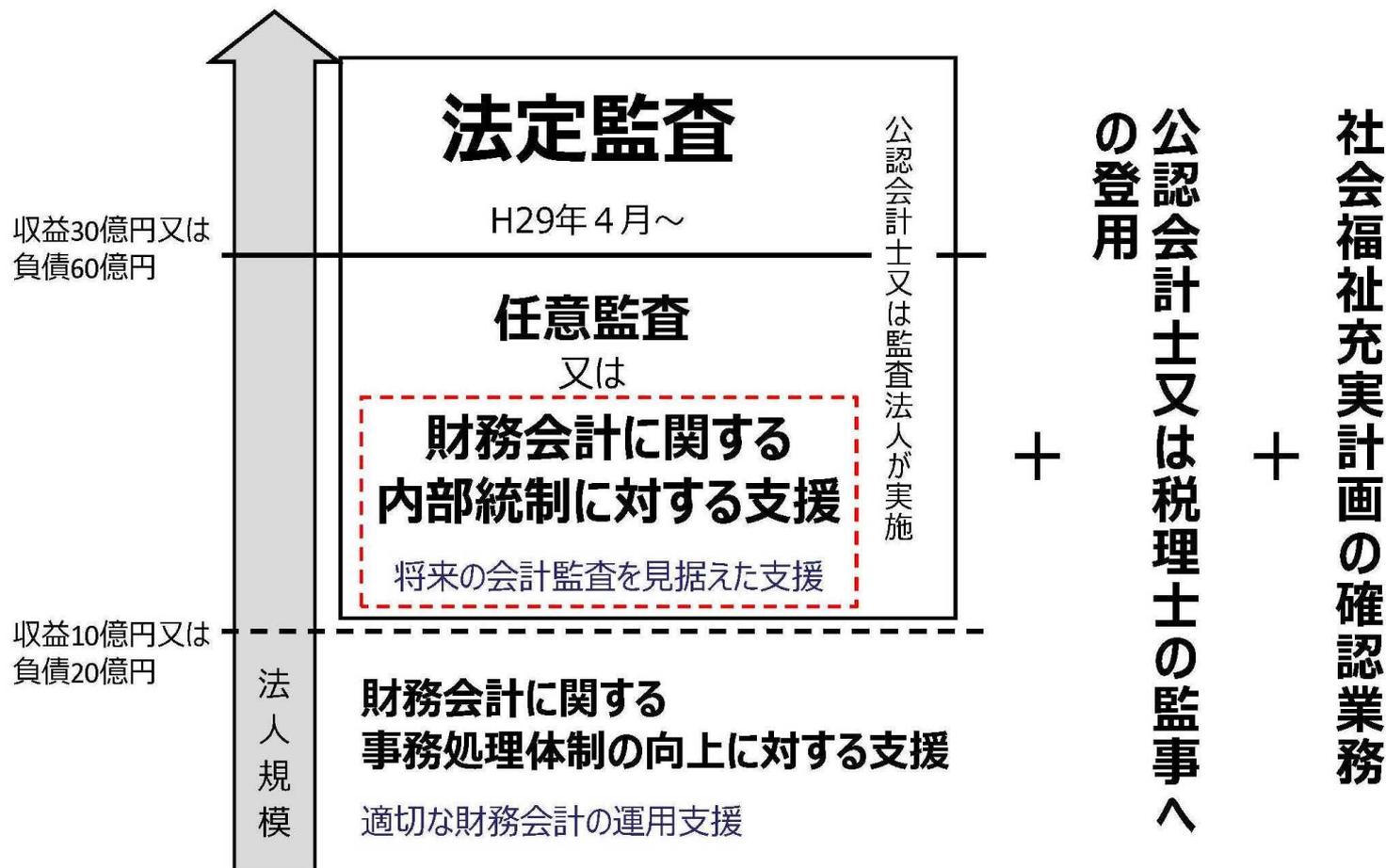
金銭の分別管理 (全般的事項)	チェックのポイント	合意された手続	手続結果及び発見事項
<p>チェック項目</p> <p>利用者区分管理必要額(内閣府令第21条第1項第5号における個別利用者区分管理金額の合計額をいう。以下「必要額」という。)は正確に計算されているか。また、利用者からの預り金は、正確に計算されているか。</p> <p>※ 利用者勘定元帳には、法定通貨の入出金及び差引残高が記載される必要がある。</p> <p>※ 差金決済取引に係る預かり金銭は分別管理の対象とされていない。ただし、預かり金銭に関してはどの取引のための預かり金銭かの区別をして管理はしていないため、本チェック項目においては、預かり金銭は全て分別管理対象となることを前提としている。</p>		<p>基準日直前の計算基準日(平成〇年〇月〇日)の基礎シートを入手し、計算調べを行い、以下の手続により、利用者区分管理必要額(内閣府令第21条第1項第5号における個別利用者区分管理金額の合計額をいう。以下「必要額」という。)が正確に計算されていることを確かめる。</p>	<p>平成〇年〇月〇日の基礎シートを入手し、報告書に添付するとともに、以下の手続を実施した。</p>
	<p>① 必要額は、利用者ごとの預り金残高の合計額であり、利用者からの預り金の勘定残高と一致しているか。なお、差異について調整が行われている場合には、分別管理すべき金額が必要額に含まれているか。</p>	<p>① 必要額と利用者からの預り金の勘定残高と突合する。差異が生じている場合には、その内容及び分別管理すべき金額が必要額に含まれていることを、〇〇に質問する。</p>	<p>① 必要額と利用者からの預り金の勘定残高を突合した結果両者は一致した。(又は、差異について、〇〇に質問し、……との回答を得た。)</p>
	<p>② 利用者からの預り金の勘定残高と、利用者勘定元帳(金銭)の残高データの合計金額は一致しているか。なお、差異が生じている場合には、分別管理すべき金額が必要額に含まれているか。</p>	<p>② 利用者からの預り金の勘定残高と、利用者勘定元帳(金銭)の残高データを入手し、その合計金額を利用者からの預り金の勘定残高と突合する。差異が生じている場合には、その内容及び分別管理すべき金額が必要額に含まれていることを、〇〇に質問する。</p>	<p>② 利用者からの預り金の勘定残高と、利用者勘定元帳(金銭)の残高データを入手し、その合計金額を利用者からの預り金の勘定残高と突合した結果、両者は一致した(又は、差異について、〇〇に質問し、……との回答を得た。)</p>
	<p>③ 利用者から預かった金銭は全て必要額の計算に含まれているか。</p>	<p>③ 〇〇に以下の事項を質問する。 ・利用者から預かった金銭は全て必要額の計算に含まれていること、及びその内容について。</p>	<p>③ 〇〇に質問し、以下の回答を得た。 ……</p>
	<p>④ 必要額の計算は1円単位で行われているか。</p>	<p>・必要額の計算は1円単位で行われているか。</p>	
	<p>⑤ 利用者ごとの預り金残高について、他の利用者のマイナス残高を控除して必要額を計算しているようなことはないか。</p>	<p>・利用者ごとの預り金残高について、他の利用者のマイナス残高を控除して必要額を計算しているようなことはないか。</p>	
	<p>⑥ 当日入金処理すべき時限が社内規程等で明確に規定され、当該時限以内に入金を確認されたものは、当日の必要額の計算対象とされているか。また、当日において、当該時限以降に入金を確認されたものについては、翌営業日の必要額の計算対象とされているか(内閣府令第22条、ガイドラインⅡ-2-2-2-2-2(1)④)。</p>	<p>・当日入金処理すべき時限が社内規程等で明確に規定され、当該時限以内に入金を確認されたものは、当日の必要額の計算対象とされているか。また、当日において、当該時限以降に入金を確認されたものについては、翌営業日の必要額の計算対象とされているか(内閣府令第22条、事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係)16. 仮想通貨交換業者関係(以下「ガイドライン」という。)Ⅱ-2-2-2-2-2(1)④)。</p>	
	<p>⑦ 預り金が外貨の場合であっても、必要額の計算対象とされ、かつ、当該計算に用いる換算レートが社内規程等で定められているか。</p>	<p>・預り金が外貨の場合であっても、必要額の計算対象とされ、かつ、当該計算に用いる換算レートが社内規程等で定められているか。</p>	
	<p>⑧ 利用者より受入小切手やその他金銭と同一の性質を有するものを受け入れた場合、必要額の計算対象とされているか。</p>	<p>・利用者より受入小切手やその他金銭と同一の性質を有するものを受け入れた場合、必要額の計算対象とされているか、及びその内容について。</p>	
	<p>⑨ 会計処理ミス等による異常値は、適切に補正されているか。</p>	<p>・会計処理ミス等による異常値は適切に補正されているかどうか。</p>	

チェックの着眼点、基準に相当する部分

公認会計士と依頼者の  
契約で定める事項

手続の結果として、公認会計士  
から依頼者に報告される事項

# 社会福祉法人に対して公認会計士が行い得る業務



## (参考)内部統制の向上のための支援の例(社会福祉法人の例)

○ 公認会計士が社会福祉法人に対して、下記の項目について課題を指摘し、改善提案を行う。

項目	課題	改善提案
決算・財務報告に関する規程の整備 ○ 支援の視点 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 決算・財務報告の基礎となる規程や業務の手順が整備されているかについて</li> <li>● 決算・財務報告の基礎となる規程や業務の手順は、各拠点間で整合しているかについて</li> <li>● その他(業務実施者が必要と認めた事項)</li> </ul>		
決算・会計業務体制 ○ 支援の視点 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 会計担当部署の組織体制について</li> <li>● 新会計基準(「社会福祉法人会計基準」(平成28年厚生労働省令第79号)他)への移行について</li> <li>● 会計業務に係るセキュリティー体制について</li> <li>● 会計処理の検閲及び会計処理の承認手続について</li> <li>● 財務報告へ重要な影響を与える事項について、法人内の各拠点、各事業部門から情報が収集できる体制の整備について</li> <li>● 基礎的な勘定科目体系及びその内容は各拠点間で整合しているかについて</li> <li>● 会計方針が各拠点間で整合しているかについて</li> <li>● 補助簿と総勘定元帳の整合性の確認について</li> <li>● 決算スケジュールについて</li> <li>● 例外的な処理を行う場合の手続について</li> <li>● その他(業務実施者が必要と認めた事項)</li> </ul>		

## (参考)公認会計士による年金基金の監査について

- 現在、DB基金には会計監査が義務づけられていないが、日本公認会計士協会は平成24年以降、年金基金の監査について研究及び実務指針の開発を行っており、平成28年3月には、
  - ・ 業種別委員会研究報告第10号「年金基金に対する監査に関する研究報告」の改正
  - ・ 年金基金に対する任意監査を実施する際の指針として、業種別委員会実務指針第53号「年金基金の財務諸表に対する監査に関する実務指針」を公表したところ。
- これにより、公認会計士による年金基金の監査環境は着実に整いつつある。

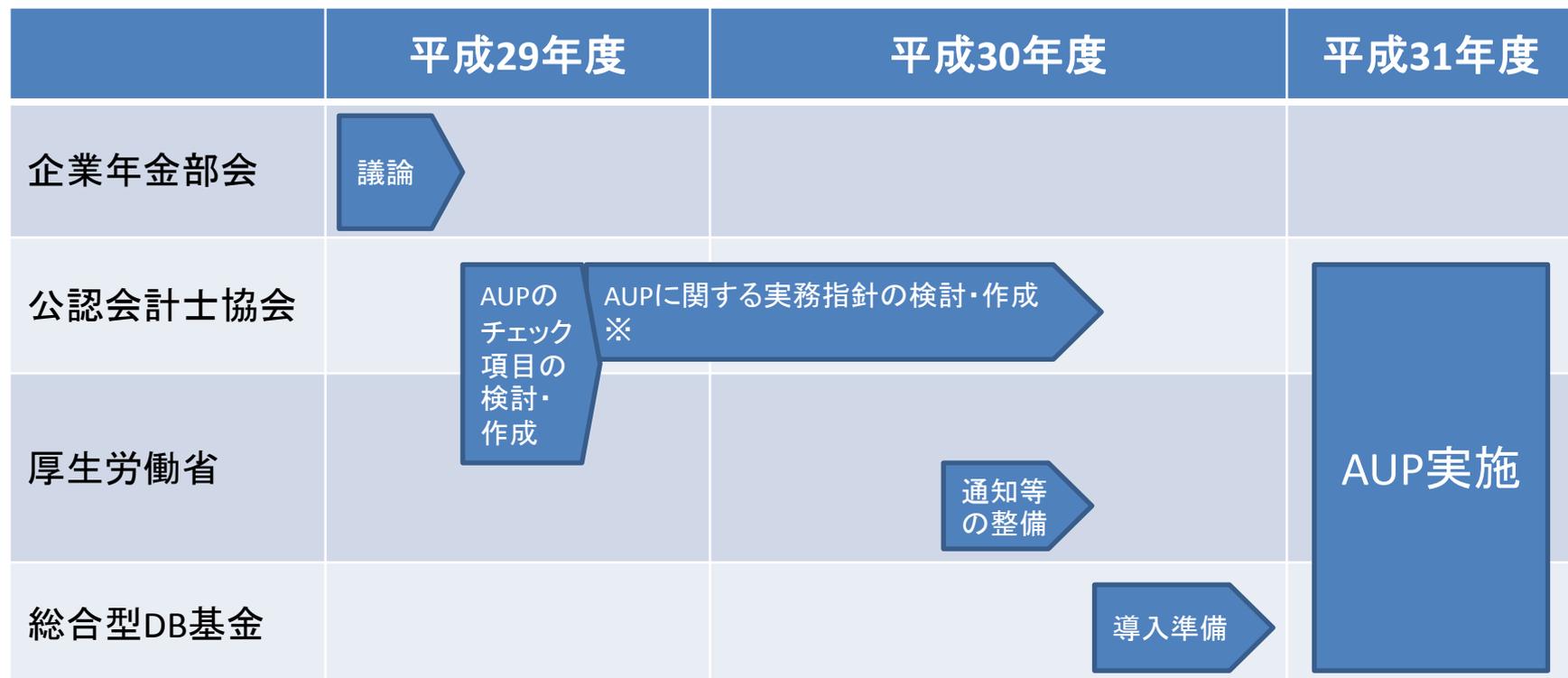
### <日本公認会計士協会における取り組み>

平成24年5月25日	・ 業種別委員会研究報告第9号「年金資産の運用に関連する会計監査業務等の状況に係る研究報告」を公表
平成25年3月29日	・ 業種別委員会研究報告第10号「年金基金に対する監査に関する研究報告」を公表
平成28年3月16日	・ 業種別委員会実務指針第53号「年金基金の財務諸表に対する監査に関する実務指針」を公表 ・ 「業種別委員会研究報告第10号「年金基金に対する監査に関する研究報告」の改正について」を公表

# 総合型DBにおける会計の正確性の確保に関する論点

- 総合型DB基金の会計の正確性の確保のためには、公認会計士による本格的な会計監査を導入することが有効と考えられる。
- しかし、現時点において、総合型DB基金において本格的な会計監査を導入することはコストの面から困難であると考えられることから、まずは、総合型DB基金の監事監査に帯同する等の形で公認会計士による合意された手続(AUP)を導入し、総合型DBにおける内部統制の向上を図ることとしてはどうか。
- また、その際、規模の小さな総合型DB基金への負担も考慮して、
  - ・ 一定規模以上の総合型DB基金(貸借対照表(年金経理)の資産総額が20億円超)について、会計監査又は公認会計士による合意された手続(AUP)を受けるとする
  - ・ それ以外の総合型DB基金については、将来の会計監査等の導入を見据えて内部統制の向上を図るため、専門家(公認会計士・年金数理人等)による支援を受けることが望ましいとしてどうか。
- 公認会計士による合意された手続(AUP)の着眼点、基準等の手続の詳細については、公認会計士協会、厚生労働省及び総合型DB基金関係者が連携しながら検討することとしてはどうか。
- 上記の取組により総合型DB基金の内部統制の向上を図ることで、総合型DB基金における本格的な会計監査の導入を目指してはどうか。

(参考)総合型DB基金における公認会計士による合意された手続(AUP)  
導入スケジュール(イメージ)



※ 厚生労働省及び総合型DB基金関係者も参画・協力することを想定

## 2. 資産運用について

# 資産運用ルール等に関する企業年金部会の議論

- DBの資産運用ルール等については、
  - ・ 資産運用委員会の設置をより促進するとともに専門家を含めること等につき明確にするべき
  - ・ 同じ確定給付型の仕組みである厚生年金基金の資産運用ルールを参考に一定の見直しを行うべきとの議論の整理が行われた。

## 《社会保障審議会企業年金部会における議論の整理(平成27年1月16日)》

### 2. 企業年金制度等の普及・拡大に向けた見直しの方向性

#### (5) 企業年金のガバナンス

##### ①組織・行為準則

資産運用に関して適切な議論が行われるよう、資産運用委員会の設置をより促進するとともに、専門家を含めることや委員会の議事概要の代議員会への報告等について明確にするべきである。

##### ⑤資産運用ルール

DBの資産運用に関しては分散投資を基本とするルールが定められているが、同じ確定給付型の仕組みである厚生年金基金の資産運用ルールを参考に、一定の見直しを行うべきである。

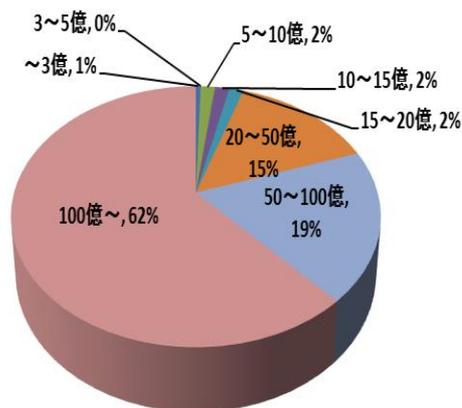
## (参考)DBの資産運用の現状

### □ 現状、DBの資産運用については

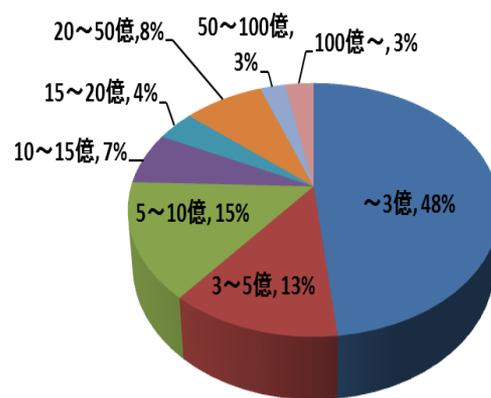
- ・ 基金型は資産規模が比較的大きいものが多く、規約型は資産規模が比較的小さいものが多い。
- ・ 基金型・規約型とも、資産規模3億円超のDBの大部分は2種類以上の資産への分散投資を行っている。

《資産規模階級別 DBの割合》

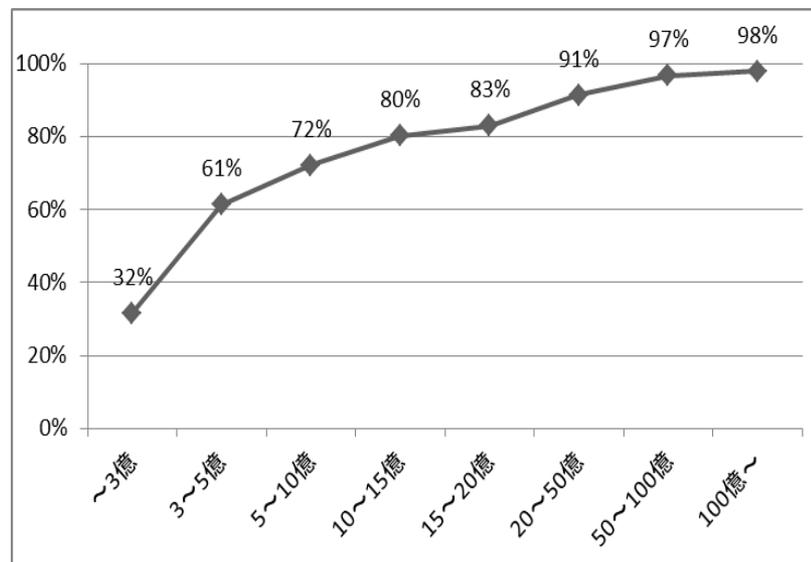
【基金型】



【規約型】



《資産規模階級別 2種類以上の資産に分散投資を行うDBの割合》



# (1)運用の基本方針、政策的資産構成割合の策定

# 運用の基本方針・政策的資産構成割合に関する規定

- 運用の基本方針は、①加入者の数が300人未満かつ資産の額が3億円未満の規約型DB（リスク分担型企業年金及び実績連動キャッシュバランスを除く。）、②受託保証型確定給付企業年金を除き、全てのDBが策定することとされている。
- また、政策的資産構成割合（長期にわたり維持すべき資産の構成割合）の策定は努力義務となっている。

## ○ 確定給付企業年金法施行令

（運用の基本方針）

第四十五条 事業主（厚生労働省令で定める要件に該当する規約型企業年金を実施するものを除く。第三項において同じ。）及び基金は、積立金の運用に関して、運用の目的その他厚生労働省令で定める事項を記載した基本方針を作成し、当該基本方針に沿って運用しなければならない。

2・3 （略）

## ○ 確定給付企業年金法施行規則

（基本方針を定めることを要しない規約型企業年金の要件）

第八十二条 令第四十五条第一項の厚生労働省令で定める要件は、当該事業年度の前事業年度の末日（当該事業年度が事業開始の初年度である場合には、当該事業年度の初日）において当該規約型企業年金の加入者の数が三百人未満であり、かつ、当該規約型企業年金の運用に係る資産の額が三億円未満であること（当該規約型企業年金が第八十四条の二第一項第三号イ又はロに掲げる確定給付企業年金（※）である場合を除く。）、又は当該確定給付企業年金が受託保証型確定給付企業年金であることとする。

※ リスク分担型企業年金及び実績連動キャッシュバランス

（年金給付等積立金の運用）

第八十四条 事業主等は、次に掲げるところにより、積立金の運用を行うよう努めなければならない。

- 一 法第六十五条第一項及び第二項又は法第六十六条第一項、第二項及び第四項の規定による運用に係る資産について、長期にわたり維持すべき資産の構成割合を適切な方法により定めること。
- 二 当該事業主等に使用され、その事務に従事する者として、前号の資産の構成割合の決定に関し、専門的知識及び経験を有する者を置くこと。

2 （略）

# DBにおける政策的資産構成割合の策定の現状

- 現状、DBでは、資産規模が3億円以上の場合、概ね8割の制度で分散投資を実施しているものの、そのうち半数弱は政策的資産構成割合を策定していない。
- また資産規模が3億円未満の場合には、分散投資を実施している制度は3分の1程度であり、そのうち8割では政策的資産構成割合を策定していない。
- このようにDBでは、政策的資産構成を定めずに分散投資を実施しているケースが見受けられるところ。

## ○ 資産規模別 分散投資状況等の状況別DB数(受託保証型確定給付企業年金を除く)

(資料)平成26年度業務報告書(不詳データ除く)

資産規模	分散投資を実施			分散投資せず			総計
	政策的構成 割合あり	政策的構成 割合なし	合計	政策的構成 割合あり	政策的構成 割合なし	合計	
~3億円	338 (6%)	1,381 (25%)	1,719 (32%)	109 (2%)	3,602 (66%)	3,711 (68%)	5,430 (100%)
3億円~	2,819 (44%)	2,246 (35%)	5,065 (79%)	197 (3%)	1,150 (18%)	1,347 (21%)	6,412 (100%)
(内訳)							
3~5億円	293 (21%)	572 (41%)	865 (61%)	55 (4%)	488 (35%)	543 (39%)	1,408 (100%)
5~10億円	553 (33%)	651 (39%)	1,204 (72%)	78 (5%)	386 (23%)	464 (28%)	1,668 (100%)
10~15億円	295 (39%)	314 (41%)	609 (80%)	25 (3%)	125 (16%)	150 (20%)	759 (100%)
15~20億円	203 (45%)	171 (38%)	374 (83%)	13 (3%)	63 (14%)	76 (17%)	450 (100%)
20~50億円	569 (56%)	360 (35%)	929 (91%)	15 (1%)	72 (7%)	87 (9%)	1,016 (100%)
50~100億円	270 (66%)	124 (30%)	394 (97%)	7 (2%)	6 (1%)	13 (3%)	407 (100%)
100億円~	636 (90%)	54 (8%)	690 (98%)	4 (1%)	10 (1%)	14 (2%)	704 (100%)

○臼杵委員・書面

・ご提案(資料)の趣旨は従来から厚生年金基金に適用されていた、運用の基本方針の策定など、資産運用ルールをDBにも適用してより着実な運営と受給権保護を図ることかと思われます。

・ただ、厚生年金基金のルールは主に総合型を念頭においているものであり、一般論としてあまり厳格なルールの適用は特に中小企業における制度普及の妨げともなりかねません。

・具体例として生命保険(一般勘定または特別勘定)100%、国内債券100%とかの配分もありうるので、政策的資産構成割合の設定を義務づけるとしてもそうしたケースを排除しないようにお願いしたいと存じます。

○和田委員

運用の部分に関しまして、中小の残高規模の小さい確定給付企業年金にとって、過度な負担にならないような形で、ガイドライン等の見直しというところは御考慮いただければと。例えば・・・分散投資のところ、・・・資産規模の小さいところというのは、余りに複数の運用機関に運用受託をしてしまうと、手数料が逆に高くなってしまいうという効率性の問題もありますし、費用負担の問題もあるということで、そこは一定の御配慮をいただければと思います。

# 運用の基本方針、政策的資産構成割合の策定に関する論点

- 運用の基本方針については、小規模DBに策定義務はなく、また政策的資産構成割合の策定については努力義務とされているところ。(確定給付企業年金法施行規則第82条及び第84条)
- しかし、一定の予定利率を確保する必要のあるDB制度においては、運用の基本方針や政策的資産構成割合なしに安定的な運営は困難と考えられるため、すべてのDBにおいて運用の基本方針及び政策的資産構成割合の策定を義務付ける(※)こととしてはどうか。

※ 運用の方法が生命保険一般勘定に限定され、その旨を規約に定めた上で承認を受ける受託保証型確定給付企業年金を除く。

現状でも受託機関が運用の基本方針や政策的資産構成割合を事業主等に提示する運用を行っており、小規模DBでもこれらの策定は可能と考えられる。

また、生命保険一般勘定や国内債券に100%配分する場合にはその旨を規定することが考えられる。

## (2) 資産運用ガイドラインの見直し

# 資産運用ガイドラインの位置づけとこれまでの経緯

- 資産運用ガイドラインは、現行法のもとで資産運用関係者に課されている善管注意義務、忠実義務について、業務を行う場面を想定して具体的な行動指針を記述したものである。
- 資産運用ガイドラインは法令そのものではなく、資産運用関係者が職務を全うするために留意すべき事項を示したもの。

## 1. 『厚年基金ガイドライン』\*を制定(平成9年4月)

- ・ 5:3:3:2規制の撤廃を前に年金資産運用関係者の役割と責任を明確化

(※「厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて」(平成9年4月2日年発第2548号))

## 2. 『DBガイドライン』\*を制定(平成14年3月)

- ・ DB法の施行に合わせてDBの資産運用関係者の役割と責任を明確化
- ・ 「厚生年金基金ガイドライン」の内容を踏襲

(※「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて」(平成14年3月29日年発第03290009号))

## 3. 厚年基金ガイドラインの改訂(平成24年9月)

- ・ 厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議の議論を踏まえて、分散投資の考え方、オルタナティブ投資を行う場合の留意点、資産運用委員会の議事概要の加入員への周知等の改訂を行った。

- 厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議の報告書においては、受託者責任の明確化、基金の資産運用管理体制の強化、外部専門家による支援体制の強化等の観点から指摘が行われている。この際の考え方が厚年基金ガイドライン改訂に反映されている。

### 厚年基金等有識者会議報告書の主な内容

#### ①受託者責任の明確化

- ・分散投資の徹底 : 分散投資の実効性確保 政策的資産構成割合策定の義務化 集中投資方針の記載  
資産運用業務報告書の見直し 等

#### ②基金の資産運用管理体制の強化

- ・運用受託機関の選任・評価 : スキームの透明性などの課題があるオルタナティブ投資を行う場合について  
先進的事例を参考により具体的な事例等の記載
- ・情報開示等 : 代議員会への報告事項に運用受託機関の専任・評価状況、リスク管理状況等を追加

#### ③外部専門家等による支援体制の強化等

- ・資産運用委員会 : 専門的知見を有する者を委員として追加 会議録の作成・保存・報告 加入員への周知
- ・運用コンサルタント : 金商法上の投資助言・代理業者であることを要件化 運用機関との利益相反の無いことの確認

## 1 本ガイドラインの目的・性格・対象

- (1) 本ガイドラインの目的 (2) 本ガイドラインの性格 (3) 本ガイドラインの対象

## 2 基金の資産運用関係者の役割分担

## 3 事業主及び基金の理事

- (1) 一般的な義務 (2) 基本的な留意事項  
(3) 基金が株式による掛金の納付を受けるに当たっての留意事項  
(4) 運用の基本方針 (5) 運用の委託  
(6) 基金における自家運用 (7) 資産管理の委託  
(8) 運用コンサルタント等の利用 (9) 自己研鑽  
(10) 利益相反 (11) 基金の理事の責任  
(12) 理事以外の資産運用関係者

分散投資について規定

運用受託機関の選任・評価等について規定

厚年基金ガイドラインではここでオルタナティブ投資について規定

## 4 資産運用委員会

## 5 運用受託機関

## 6 その他

- (1) 会議録等の作成・保存 (2) 基金における代議員会への報告  
(3) 加入者等への業務概況の周知 (4) 基金から基金型事業主への情報提供

# ①資産運用委員会

□ DBでは、資産運用委員会について設置義務はなく、ガイドラインにおいて「資産運用委員会を設置することが望ましい」とされている。このため、特に規約型DBでは、現状、資産運用委員会はほとんど設置されていない。

⇒ 資産運用委員会については、今後設置を促進していく必要があるが、一律の義務づけでは事業主等に多大な負担を与えかねないため、まずは一定規模以上（例えば資産規模100億円以上）のDBに設置を義務づけ、その状況を検証した上で、より小規模のDBにおける設置のあり方を検討してはどうか。

## DBガイドライン

### 4 資産運用委員会

(設置)

- 年金運用責任者を補佐するため、資産運用委員会を設置することが望ましい。

(役割)

- 資産運用委員会の役割としては、運用の基本方針、運用ガイドラインや政策的資産構成割合の策定及び見直し、運用受託機関等の評価等に関し、年金運用責任者へ意見を述べる等が考えられる。資産運用委員会の委員は、確定給付企業年金の個別事情に応じて審議することになるが、もっぱら加入者等の利益を考慮し、これを犠牲にして、加入者等以外の者の利益に配慮すべきではない。

(構成)

- 資産運用委員会は、規約型企業年金の場合においては、規約型企業年金の実施事業所の財務又は労務に関する業務を担当する役員等及び労働組合等の加入者を代表する者で構成することが考えられるが、実状に応じ、専門家等の外部の者を委員とすることも考えられる。基金においては、理事、代議員、基金型事業主の財務又は労務に関する業務を担当する役員等の中から理事長が選任する者で構成されることが考えられるが、実状に応じ、専門家等の外部の者を委員とすることも考えられる。ただし、資産運用委員会が運用受託機関等の評価を行う場合には、運用受託機関等の関係者である委員が審議に加わることは適当でない。

(位置付け等)

- 資産運用委員会の位置付けや開催の手続等については、各確定給付企業年金の実状に応じて定められるべきものであるが、事業主等の業務の執行に関する意思決定はあくまで事業主又は理事会が行うべきものであることに留意する必要がある。

## ②分散投資

- 厚年基金ガイドラインでは、分散投資の重要性等に鑑み、
- ・ 分散投資を行わない場合の基本方針への記載及び加入員への周知を求めるとともに
  - ・ 運用委託先が特定の運用機関に集中しないための方針を定めることとされた。
- ⇒ この点DBにおいても同様と考えられる。

DBガイドライン	(参考) 厚年基金ガイドライン
<p>3. 事業主及び基金の理事 (2) 基本的な留意事項 (分散投資義務)</p> <p>○ 資産の運用に当たっては、投資対象の種類等について分散投資に努めなければならない。 ただし、分散投資を行わないことにつき合理的理由がある場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 運用の基本方針 (内容)</p>	<p>3. 理事 (2) 基本的な留意事項 (分散投資義務)</p> <p>○ 基金に係る資産(以下「基金資産」という。)の運用に当たっては、投資対象の種類等について分散投資に努めなければならない。 分散投資を行わないことにつき合理的理由がある場合はこの限りでないが、その際は当該合理的理由を運用の基本方針に定めるとともに加入員及び事業主に周知しなければならない。</p> <p>(4) 運用の基本方針 (内容)</p> <p>○ <u>基金は、特定の運用受託機関に対する資産の運用の委託が基金の資産全体から見て過度に集中しないよう集中投資に関する方針を定めなければならない。</u></p> <p>○ <u>次のような合理的理由がある場合は特定の運用受託機関に資産の運用を委託できる旨定めることができるが、信用リスク等に留意しなければならない。</u></p> <p>① 当該機関の複数の資産で構成される商品等に投資する場合 ② 生命保険一般勘定契約等の元本確保型の資産に投資する場合 ③ その他合理的な理由がある場合</p>

### ③オルタナティブ投資

□ 厚生年金基金のガイドラインでは、オルタナティブ投資について、注意喚起を促す意味からも、運用の基本方針の節に新たに項目を設けた。その中で、運用の基本方針にその位置づけ等を定めなければならないことや、運用機関の選任及び商品選択等についての留意事項が規定された。

⇒ この点DBにおいても同様と考えられる。

DBガイドライン	(参考) 厚年基金ガイドライン
	<p>3. 理事            (4)運用の基本方針            (オルタナティブ投資を行う場合の留意事項)            ○ <u>オルタナティブ投資(株式や債券等の伝統的な資産以外の資産への投資又はデリバティブ等伝統的投資手法以外の手法を用いる投資)を行う場合は、運用の基本方針に以下を定めなければならない。</u>            ① <u>オルタナティブ投資を行う目的</u>            ② <u>政策的資産構成割合におけるオルタナティブ投資の位置付け・割合</u>            ③ <u>当該投資に固有のリスクに関する留意事項</u>            ○ <u>オルタナティブ投資に係る運用受託機関の選任に当たっては、以下の事項に留意。</u>            ア <u>当該運用受託機関の組織体制に関する事項</u>            イ <u>当該運用受託機関の財務状況等に関する事項</u>            ○ <u>オルタナティブ投資については以下を参考に、運用受託機関に対し運用戦略等についての説明を求める。</u>            (共通事項)            ア <u>リターンの源泉</u>            イ <u>リスク</u>            ウ <u>時価の算出根拠と報告方法</u>            エ <u>情報開示に対する態勢</u>            オ <u>運用コスト</u>            (個別運用戦略)            ア <u>海外のファンドを用いた投資を行う場合</u>            イ <u>デリバティブ(金融派生商品)を用いた投資を行う場合</u>            ウ <u>証券化を用いた投資を行う場合</u>            エ <u>異なる複数のヘッジファンドに投資する場合</u>            オ <u>未公開株式や不動産等に投資する場合</u></p>

## ④運用受託機関の選任・契約締結(定性評価・定量評価の基準)

□ 厚年基金ガイドラインでは、運用受託機関の選任・契約締結における定性評価・定量評価の基準について、具体的事例を追加し詳細な記載を行った。

⇒ この点DBにおいても同様と考えられる。

DBガイドライン	(参考) 厚年基金ガイドライン
<p>3. 事業主及び基金の理事 (5)運用の委託 ① 運用受託機関の選任・契約締結 (選任の基準) ○ 運用受託機関の得意とする運用方法を考慮するとともに、運用実績に関する定量評価だけでなく定性評価を加えた総合評価をすることにより行うことが望ましい。 資産の管理を行う資産管理運用機関の選任については、資産管理の委託に当たっての留意事項も遵守しなければならない。</p> <p>(定量評価の基準) ○ 時価による収益率を基準とし、資産種類ごとに適切な市場ベンチマークを設定すること、同様の運用を行う他の運用受託機関の収益率との相対比較を行うこと等、一般的に適正と認められる合理的な基準により行うものとする。</p>	<p>3. 理事 (5)運用の委託 ① 運用受託機関の選任・契約締結 (選任の基準) ○ 運用受託機関の得意とする運用方法を考慮するとともに、運用実績に関する定量評価だけでなく定性評価を加えた総合評価をすることにより行うことが望ましい。 資産の管理も行う運用受託機関の選任については、資産管理の委託に当たっての留意事項も遵守しなければならない。</p> <p><u>○ 選任の際に行うヒアリングは、定性評価の基準の例に掲げる事項について行う。その場合、投資判断を行うファンド・マネジャー等に対するヒアリング及び運用コンサルタントや資産運用委員会等に対するヒアリングを含めることが望ましい。</u></p> <p>(定量評価の基準) ○ 時価による収益率及びリスクを基準とし、資産種類ごとに適切な市場ベンチマーク等を設定すること、同様の運用を行う他の運用受託機関の収益率及びリスクとの相対比較等、一般的に適正と認められる合理的な基準により行うものとする。 <u>その際には、アクティブ運用においては、シャープレシオやインフォメーションレシオ(リターンを得るために、どのくらいリスクが取られたかを計測する指標)等の指標にも留意。</u> 短期の収益率に著しく問題がある場合等を除き、一定の期間の実績等を評価することが望ましい。</p>

## ④運用受託機関の選任・契約締結(定性評価・定量評価の基準) (続き)

DBガイドライン	(参考) 厚年基金ガイドライン
<p>(5)運用の委託(前ページより続く) (定性評価の基準)</p> <p>○ 定性評価については、運用についての基本的考え方、運用責任者及び運用担当者の体制及び能力、調査分析等運用支援の体制などを総合的に考慮。</p>	<p>(5)運用の委託(前ページより続く) (定性評価の基準)</p> <p>○ 定性評価については、運用についての基本的考え方、運用責任者及び運用担当者の体制及び能力、調査分析等運用支援の体制などを総合的に考慮。 具体的には、以下のような点に留意。</p> <p>(例)</p> <p>ア 投資方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>内容の明確性、合理性、一貫性など</u></li> </ul> <p>イ 組織及び人材</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>意思決定の流れや責任の所在の明確性</u></li> <li>・ <u>十分な専門性・経験を有する人材の配置</u></li> <li>・ <u>人材の定着度と運用の継続性・再現性の確保</u></li> </ul> <p>ウ 運用プロセス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>投資方針との整合性</u></li> <li>・ <u>運用の再現性</u></li> <li>・ <u>リターンの追求方法の合理性・有効性</u></li> <li>・ <u>リスク管理指標の合理性・有効性</u></li> </ul> <p>エ 事務処理体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>売買、決済等の事務処理の効率性及び正確性</u></li> <li>・ <u>運用実績の報告の迅速性、正確性、透明性</u></li> </ul> <p>オ リスク管理体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>実効性及び適切性など</u></li> </ul> <p>カ コンプライアンス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>法令や運用ガイドライン遵守体制の整備状況</u></li> <li>・ <u>過去における法令違反の有無</u></li> <li>・ <u>事故発生時における対応体制</u></li> <li>・ <u>監査の状況(内部監査、外部監査)</u></li> </ul>

## ④運用受託機関の選任・契約締結（内部統制の保証報告書）

□ 現状のガイドラインでは、運用受託機関の内部統制の確認に言及していないが、近年、運用受託機関の内部管理体制の高度化が進んでいること、また運用受託機関における資産管理の適切性が第三者によって確認されることから、**運用受託機関の選任・契約締結の際の定性評価項目として、当該運用受託機関が「受託業務に係る内部統制の保証報告書」等の保証業務の提供を受けていることが望ましい**としてはどうか。

◎ 受託業務に係る内部統制の保証報告書とは、業務の委託を受ける者が、その受託業務に係る内部統制の有効性等を委託者に証明するための報告書。

◎ 我が国では、日本公認会計士協会（JICPA）の監査・保証実務委員会実務指針第86号「受託業務に係る内部統制の保証報告書」に基づき、受託会社監査人（監査法人又は公認会計士）が当該保証業務を提供している。

・主たる信託銀行、大手投資一任業者や主たる生命保険会社の特別勘定は当該保証業務の提供を受けている。

・大手の年金基金では、運用委託先について受託業務に係る内部統制の保証報告書の保証業務の提供を受けているかどうかを確認している例も多い。

## ④運用受託機関の選任・契約締結（投資パフォーマンス基準（GIPS））

□ 現状のガイドラインでは、運用受託機関の提示する運用成績の信頼性に言及していないが、今日ではGIPSへの準拠が定着しつつあることも踏まえ、運用受託機関の選任・契約締結において、定量評価を行う際の項目として、運用受託機関から提示を受ける収益率やリスクは、GIPSに準拠し検証を受けたものその他一定の合理的な方法に基づいて計算され管理されたものが望ましいとしてはどうか。

※運用商品の一部にはGIPSになじまないものがあること、GIPSには法的拘束力がないことに留意を要する。また、一定の合理的な方法で計算され管理されている収益率等であればGIPSに準拠することを要しない。

◎ **GIPS (Global Investment Performance Standards)**とは、資産運用会社が顧客に提示する運用成績について公正な表示と完全な開示を確保するための世界共通基準。これは米国アナリスト協会（CFA協会）が作成した基準※であり、採用するかどうかは各資産運用会社の任意。GIPS準拠会社は監査法人等の検証を受けることでその信頼性を担保することが一般的。

※CFA協会では、各国の市場との連携を図るため、GIPSの開発に参画し普及促進を担うカントリースポンサーを指定している。日本では日本証券アナリスト協会がカントリースポンサーとなり、日本語訳の作成等を行っている。

- ・主たる信託銀行及び大手の投資一任業者は準拠。
- ・伝統的資産以外の商品（PE・不動産）については評価方法に関し議論がある。

## ⑤運用コンサルタント

- 厚年基金ガイドラインでは、運用コンサルタント会社の信頼性を担保する観点から
- ・運用コンサルタントは金融商品取引法上の投資助言・代理業者であるとともに、
  - ・運用コンサルタント採用の際に運用受託機関との間で利益相反がないか確認することとされた。

⇒運用コンサルタントの適格性や中立・公正性はDBにおいても重要であると考えられる。

DBガイドライン	(参考) 厚年基金ガイドライン
<p>3. 事業主及び基金の理事 (8) 運用コンサルタント等の利用 (運用コンサルタント等の利用)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運用の基本方針等の策定、運用受託機関の選任・評価等に関し必要な場合には運用コンサルタント等に分析・助言を求めることが考えられる。</li> <li>○ なお、運用受託機関の選任・評価に関する助言の契約を運用受託機関又は運用受託機関と緊密な資本若しくは人的関係にある機関と締結する場合、助言の中立性・公正性の確保に十分留意する必要がある。</li> </ul>	<p>3. 理事 (8) 運用コンサルタント等の利用 (運用コンサルタント等の利用)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運用の基本方針等の策定、運用受託機関の選任・評価等に関し必要な場合には、運用コンサルタント等に分析・助言を求めることが考えられる。</li> <li>○ なお、運用受託機関の選任・評価に関する助言の契約を運用受託機関又は運用受託機関と緊密な資本若しくは人的関係にある機関と締結する場合、助言の中立性・公正性の確保に十分留意する必要がある。</li> </ul> <p>(運用コンサルタント等の要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>基金が契約を締結する運用コンサルタント等は、金融商品取引法の規定による投資助言・代理業を行う者としての登録を受けている者でなければならない。</u></li> <li>○ <u>運用コンサルタント等と契約を締結する際には、当該運用コンサルタント等の運用機関との契約関係の有無を確認しなければならない。</u></li> </ul>

## ⑥代議員会・加入者への報告・周知事項

- 厚年基金ガイドラインについては、基金のガバナンス、情報開示の観点から、  
 ・資産運用に関して運用受託機関の選任・評価状況などを代議員会に報告するとともに、  
 ・資産運用委員会の議事記録を保存し、議事概要を加入員に周知することとされた。

⇒ この点DBにおいても同様だが、DBには基金を設置しない規約型があることにも留意しつつ見直しを行うことが考えられる。

DBガイドライン	(参考) 厚年基金ガイドライン
<p>6. その他            (2) 基金における代議員会への報告            (報告の内容)            ア 運用の基本方針及び運用ガイドライン</p> <p>イ 運用結果(時価による資産額、資産構成、収益率、運用受託機関ごとの運用実績等)</p> <p>ウ 理事会における議事の状況</p> <p>○ 代議員会には、資産運用委員会における議事の状況その他の情報についても積極的に報告することが望ましい。</p> <p>(3) 加入者等への業務概況の周知            (加入者への周知事項)            a 積立金の運用収益又は運用損失及び資産の構成割合その他積立金の運用の概況            b 運用の基本方針の概要等</p> <p>(4) 基金から基金型事業主への情報提供            ○ 理事長等は、事業主に対し、定期的に、又はその求めに応じて、管理運用業務の状況に関する情報を提供しなければならない。</p>	<p>8. その他            (2) 代議員会への報告            (報告の内容)            ア 運用の基本方針及び運用ガイドライン  <u>イ 運用受託機関の選任状況</u>    <u>ウ 運用受託機関の評価結果</u>  <u>エ 運用受託機関のリスク管理状況</u>            オ 運用結果(時価による資産額、資産構成、収益率、<u>リスク</u>、運用機関ごとの運用実績等)  <u>カ 基金の理事及び職員に係る三(9)の研修の受講の状況並びに自己研鑽の状況</u>  <u>キ 理事会における議事の状況</u></p> <p>○ 代議員会には、資産運用委員会における議事の状況その他の情報についても積極的に報告することが望ましい。</p> <p>(3) 加入員等への業務概況の周知            (加入員への周知事項)            a 積立金の運用収益又は運用損失及び資産の構成割合その他積立金の運用の概況            b 運用の基本方針の概要等  <u>c 資産運用委員会の議事の概要等</u></p> <p>(4) 事業主への情報提供            ○ 理事長等は、事業主に対し、定期的に、又はその求めに応じて、管理運用業務の状況に関する情報を提供しなければならない。</p>

## ⑦スチュワードシップ責任、ESG

□ 加入者等の老後所得の充実を図るため、未来投資戦略2017では、企業年金等におけるスチュワードシップ・コードの受入れの促進が求められている。また、近年、企業価値向上のために機関投資家の役割が重視されるようになっている。

このため、運用受託機関のスチュワードシップ・コードへの取り組みの状況、ESGに対する考え方を、企業年金の資産運用の考え方(※)に取り入れることも考えられる。

※資産運用は加入者等の利益を目的とするが、その「利益」は経済的利益であることが前提。

□ 具体的には、DBガイドラインに、以下の点を記載してはどうか。

- ・運用受託機関の選任・契約締結において、運用受託機関のスチュワードシップ・コードの受け入れや取り組みの状況、ESGに対する考え方を定性評価項目とすることを検討することが望ましいこと。
- ・運用受託機関の管理において、スチュワードシップ・コードを受け入れている運用受託機関に、利益相反についての明確な方針の策定などの取り組みを求めることが望ましいこと。また、当該スチュワードシップ活動実績の報告を受けることが望ましいこと。
- ・運用受託機関からのスチュワードシップ活動報告について、代議員会に報告し、加入者等への業務概況の周知に含めることが望ましいこと。

□ (日本版)スチュワードシップコードとは、金融庁が平成26年2月(平成29年5月に改訂)に公表した「『責任ある機関投資家』の諸原則」であり、機関投資家には、投資先企業との建設的な対話等を通じてその企業の持続的成長と価値向上を促すことにより、中長期的なリターンの拡大を図る責任があるという考え方。

□ ESG投資とは、長期投資において、投資先企業が持続可能な社会の維持・実現の観点から、環境、社会、ガバナンスに配慮した経営を行っているかどうかを判断要素とする考え方。平成27年9月にはGPIFがPRI(国連責任投資原則)に署名し「ESGの取組に関する基本方針」を公表している。

## (参考)「責任ある機関投資家」の諸原則(金融庁)(平成26年2月制定 平成29年5月改訂)

□ 「責任ある機関投資家」の諸原則は、機関投資家が、顧客・受益者と投資先企業の双方を視野に入れ、「責任ある機関投資家」として「スチュワードシップ責任」を果たすに当たり有用と考えられる諸原則を定めるもの。

※「スチュワードシップ責任」とは、機関投資家が、投資先の日本企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図る責任を意味する。

※この諸原則は、法的拘束力を有する規範ではなく、趣旨に賛同しこれを受け入れる用意がある機関投資家はその旨を表明する。

□ 「資産運用者としての機関投資家」(投資運用会社などの「運用機関」)には、投資先企業との日々の建設的な対話等を通じて、当該企業の企業価値の向上に寄与することが期待され、「資産保有者としての機関投資家」(年金基金や保険会社などの「アセットオーナー」)には、スチュワードシップ責任を果たす上での基本的な方針を示した上で、自ら、あるいは委託先である「資産運用者としての機関投資家」の行動を通じて、投資先企業の企業価値の向上に寄与することが期待される。

### 「責任ある機関投資家」の諸原則

投資先企業の持続的成長を促し、顧客・受益者の中長期的なリターンの拡大を図るために、

1. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。
2. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。
3. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。
4. 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。
5. 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。
6. 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。
7. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

※平成29年5月の改訂では、アセットオーナーによる実効的チェック、運用機関のガバナンス・利益相反管理等、パッシブ運用における対話等、議決権行使結果の公表の充実、運用機関の自己評価などの事項がコードに盛り込まれているが、当該改訂は下記の7つの各原則の下の指針の追加、改訂が行われたものであり、7つの原則自体は変更されていない。

□ 平成29年6月9日に閣議決定された「未来投資戦略2017－Society 5.0 の実現に向けた改革－」では、年金基金等において、スチュワードシップ・コードの受入れの促進などの取り組みを通じて、企業年金等の普及・充実を図る、としている。

「未来投資戦略2017－Society 5.0 の実現に向けた改革－」(平成29年6月9日閣議決定)より抜粋

### 3. 「形式」から「実質」へのコーポレートガバナンス・産業の新陳代謝

#### (2) 新たに講ずべき具体的施策

##### ii) 活力ある金融・資本市場の実現を通じた円滑な資金供給の促進

##### ① 家計の安定的な資産形成の促進と市場環境の整備等

##### ク) 個人型確定拠出年金 (iDeCo) や企業年金等の普及・充実

確定拠出年金法等の一部を改正する法律 (平成28 年法律第66 号) の円滑な施行や中小企業等への周知を図るとともに、リスク分担型企業年金制度の周知や、**年金基金等におけるスチュワードシップ・コードの受入れの促進**等を通じて、iDeCo や企業年金等の普及・充実を図る。

# スチュワードシップ・コードの受入れの促進に向けた取り組み

- 平成28年12月27日現在で、スチュワードシップ・コードの受入れを表明しているDB関係団体は8団体（内訳：企業年金連合会、金融機関の企業年金基金6、非金融機関の企業年金基金1）である。
- 企業年金では、自家運用ではなく委託運用が中心であり、体制面でもリソースが乏しいという現状にあるが、こうした企業年金がスチュワードシップ行動をとるにあたっては、受入れ表明に伴う具体的な対応が不明確であり、それを明確化する必要があるとの指摘がある。
- 企業年金においてスチュワードシップ・コードの受入れ表明を促進していくため、厚生労働省と企業年金連合会が連携して、スチュワードシップ検討会を開催し、具体的な対応例について検討を行い、平成29年3月に報告書の取りまとめを行った。
- 厚生労働省においては、この報告書について、経済団体の協力も得ながら企業に対して説明するとともに、各種講演の場を活用して企業年金関係者に周知を行っている。また、企業年金連合会においても、会員向けセミナーや機関誌で啓蒙活動を行っている。  
⇒スチュワードシップ・コードへの理解を深めて行く。
- 企業年金連合会においては、企業年金向けに主要な運用機関からスチュワードシップ活動の報告を求めるなどの具体的な支援活動を継続的に行ってゆく予定。  
⇒企業年金が実質的なスチュワードシップ活動を効率的、効果的に行えるよう支援。

## スチュワードシップ検討会の設置(平成28年9月)

- スチュワードシップ・コードが企業年金関係者に深く理解され自主的に受け入れやすい環境を整えるため、厚生労働省と企業年金連合会が連携し、金融庁の参画も得ながら、企業年金によるスチュワードシップ活動の意義や具体的な行動の例を検討する組織として、平成28年9月に企業年金連合会に「スチュワードシップ検討会」(座長:青山学院大学 北川哲雄教授)を設置。

## 検討会での議論の経緯と報告書(平成29年3月)の概要

- スチュワードシップ検討会においては、企業年金関係者、学識経験者、運用機関を交えて、平成28年10月から平成29年3月まで計5回の会合を開催。  
この過程で中間的な論点整理を公表(12/14)し広く意見募集を行うとともに、企業年金関係者を広く対象とするセミナーを開催(12/20開催、参加者:120団体、135名)。  
意見募集の結果やセミナーでの議論も踏まえて平成29年3月に報告書を取りまとめている。
- 報告書では、企業年金がスチュワードシップ・コードを受け入れるにあたっての主要な論点について、以下のような整理を行っている。
  - ✓ 委託運用中心の企業年金において、スチュワードシップ・コード受入れは運用機関の取組みを促す意義がある。また、企業年金が受託者責任を履行する観点からも有意義。
  - ✓ スチュワードシップ・コード受入れに伴う具体的な行動を例示。
    - ・運用機関に議決権行使などスチュワードシップ活動に求める事項や原則を示す。
    - ・運用機関に対し、投資先企業の状況の的確な把握と把握状況の報告を求める。
    - ・運用機関のスチュワードシップ活動などを代議員会等に報告し加入者等にも周知する。など
  - ✓ 企業年金、運用機関双方の負担を軽減し、実効あるスチュワードシップ活動を実現する観点から、「運用機関とのミーティング時のチェック項目や質問項目」を例示。また主要な運用機関からの活動報告を合同の説明会で行うなど関係団体による支援策が期待される。

目次

はじめに

第1章 企業年金と日本版スチュワードシップ・コード

コード受入にあたっての意義や課題、懸念点への対応を整理

第1節 日本版スチュワードシップ・コードとは

第2節 スチュワードシップ活動における企業年金の役割と意義

第3節 企業年金として行うべき具体的な対応

第4節 企業年金の多様性を踏まえたスチュワードシップ活動の推進

第5節 企業年金におけるスチュワードシップ活動の推進に向けて

第2章 実務的な負担軽減のための工夫

運用機関とのミーティング時のチェック項目などを例示

第3章 日本版スチュワードシップ・コードに賛同し、受入れ表明を行った企業年金(企業年金連合会を含む。)の実例

第4章 運用機関における日本版スチュワードシップ・コード受入れ表明の例

## スチュワードシップ活動における企業年金の役割と意義について

### <基本的な考え方>

- スチュワードシップ責任は、機関投資家が、建設的な対話(エンゲージメント)などを通じて、投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者(最終受益者を含む)の中長期的な投資リターンの拡大を図る責任である。
- スチュワードシップ活動を行い、中長期的な投資リターンの拡大を図ることは、高齢期の所得確保という企業年金の基本的役割となじみ、受給者の期待にも沿う。
- 企業年金がスチュワードシップ・コードの受入れ表明を行う意義として、
  - ・ 運用受託機関に対するモニタリングによって、投資先企業の企業価値向上や持続的成長の実現を通じ、中長期的な投資リターンを拡大し高齢期の所得確保に寄与できること、
  - ・ 積立方式の企業年金にとって重要な社会的インフラの一つである「金融市場」の健全かつ持続的な発展に寄与できること、
  - ・ インベストメントチェーンの中で機関投資家としての責任を果たすこと、が挙げられる。

### <委託運用・合同運用の中での役割と意義>

- 企業年金の株式運用は委託運用が中心であり、合同運用の場合が少なくなく、運用資産額も大きいことから、企業年金が行うスチュワードシップ活動は株式の運用を委託している運用機関を通じて行うことが通例である。現在、企業年金の運用受託機関のほとんどは、スチュワードシップ・コードを受入済みだが、運用受託機関の取組や、企業年金側の関心等にはバラツキが見られることから、企業年金がスチュワードシップ・コードを受け入れる意義はある。

## 企業年金のガバナンス向上の観点からの意義

- 企業年金制度が長期にわたり適切に運営されるためには、企業年金のガバナンスの確保が重要。そのため法令等に各種の定めが置かれており、例えば「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン」では、次のように規定されている。
  - ・ 運用受託機関の選任については、投資哲学、運用体制等に関する定性評価を加えた総合評価により行うことが望ましい。
  - ・ 年金運用責任者は、文書等により、各運用受託機関に対し、資産構成に関する事項、運用手法(運用スタイル)に関する事項、運用業務に関する報告の内容及び方法に関する事項、運用受託機関の評価に関する事項、運用業務に関し遵守すべき事項等を示さなければならない。
  - ・ 年金運用責任者は、運用受託機関に対し、運用の実態に関する正確かつ必要な情報の報告を求めなければならない。特に、他の資産と合同運用する商品で運用している場合、当該商品の運用方針、資産構成、運用状況、配当の考え方等、各確定給付企業年金の運用実績に影響を与える情報の報告を求めなければならない。
- 現在、企業年金の運用受託機関のほとんどが、スチュワードシップ・コードを受入れ済みとなっている中で、企業年金が運用受託機関に投資先企業と対話を行うことを働きかけ、運用受託機関からその成果について報告を受け、それを加入者等と共有し、加入者等の関心を高めていくことにより、スチュワードシップ活動も活発化すると期待され、このことは受託者責任の履行の上でも有意義。
- こうした取組みを企業年金がスチュワードシップ・コードの受入れ表明により明らかにし、加入者等、運用受託機関、企業年金の間の好循環を確立すれば、企業年金のガバナンスの向上に寄与する。

## 受入れ表明に伴い企業年金として行うべき具体的な対応

### <1. 委託運用の場合の具体的な行動>

- 委託運用の場合の基本的対応は、運用機関に対しスチュワードシップ・コードの各原則についてスチュワードシップ活動を行うよう求め、適切なモニタリングを行い、その結果を踏まえて運用機関や運用ファンドの入替えを実施することである。
- 具体的な対応例として、以下が挙げられる。
  - 運用の基本方針にスチュワードシップ責任や議決権行使に関する事項を規定する。
  - 運用機関に対し、議決権行使などスチュワードシップ活動に求める事項や原則を示す。
  - 運用機関に対し、次のことを求める。
    - ・スチュワードシップコードの受入れや利益相反についての明確な方針の策定と公表、
    - ・投資先企業の状況の的確な把握と、把握状況の報告、
    - ・投資先企業との建設的な対話を通じた認識の共有と問題の改善への努力、
    - ・議決権の行使の方針の提示と行使結果の公表、
    - ・目的を持った対話の状況や議決権行使状況についての報告
  - スチュワードシップ・コードへの取り組み状況を運用機関の定性評価の一要素とする。
  - 運用機関のスチュワードシップ活動の状況や運用機関に求めた事項・原則について、代議員会等への報告、加入者等への周知、ホームページへの掲載を行う。
  - 研修の受講等を通じ、委託先を管理・評価する実力の向上に努める
- 上記の対応例にとどまらず、企業年金のリソースに応じてさらなる取組みを進めていくことも考えられる。

## 委託運用の場合の留意点

### (1) 利益相反など

- 企業年金は、スチュワードシップ責任を遂行する上で、母体企業との利益相反が問題となる懸念も指摘されるが、これは加入者等への忠実義務に則り対処すべきである。同時に、委託運用機関に対し利益相反について明確な方針を策定し公表するよう求めていくことが基本である。
- 企業年金がスチュワードシップ・コードの受入れ表明をするに当たっては、スチュワードシップ・コードの意義を分かりやすく説明し、母体企業及び加入者等の理解を得ることが重要である。

### (2) 議決権行使

- 企業年金は運用機関に対し、議決権の行使方針を明確に示しその行使結果を適切に公表するよう、求めていくことが基本である。

### (3) 責任投資原則(PRI)など他の投資原則との関係

- スチュワードシップ・コードにおいては、投資先企業の持続的成長に向けて、どのような事項に着目し、どのような活動を行うかは、機関投資家の判断に委ねられていることから、責任投資原則(PRI)などをどのように取り込んでいくかについても各企業年金が自ら判断を行うものである。

## 企業年金の多様性を踏まえたスチュワードシップ活動の推進

- 企業年金は、規模・運営形態・構成事業主の関係など置かれている状況は一様でない。スチュワードシップ活動の実施やスチュワードシップ・コードの受入れについては、企業年金の自主的な判断によるものではあるが、当面、コードの趣旨に賛同し、受入れ条件の整っている企業年金から取り組みを進めていくことが期待される。
- 実効あるスチュワードシップ活動を行う観点から、組織・人員や費用負担の体制のほか、以下の点も踏まえて取組みが進められていくと考えられる。
  - 設立形態・・・基金型の企業年金は独自の事務局を持つこと等から積極的な対応が可能。規約型の企業年金は、企業そのものには本来の事業目的があること等に留意する必要がある。
  - 制度形態・・・厚生年金基金は健全化法により解散等が促されていることに留意が必要。
  - 単独運用／合同運用・・・単独運用は他の資金と分離独立して直接投資するので、運用機関に対するモニタリングを積極的に行うことができる。合同運用は、複数の契約の資金をまとめて運用するので、企業年金が個別の指図を行う性質のものではないが、モニタリングの充実により運用機関に緊張感を与えることから、費用対効果も踏まえて対応することになる。
  - アクティブ／パッシブ・・・アクティブ運用とスチュワードシップ活動は親和性が高い。パッシブ運用においても、運用機関に報告を求めることで市場全体の収益率を嵩上げに寄与できる。しかし、パッシブ運用のメリットは低い運用コストにあるので、これに留意しつつ対応することになる。

## 実務的な負担軽減のための工夫

- 企業年金、運用機関双方の負担を軽減するため、「運用機関とのミーティング時のチェック項目や質問項目の例」、コード受入れに伴い必要な基本的な業務を本報告書で提示するとともに、関係団体において、主要な運用機関からの活動報告を合同の説明会で行う等の取り組みが期待される。

# 資産運用ガイドラインの見直しに関する論点

○ DBの資産運用ガイドラインについて、以下の見直しを行うこととしてはどうか。

## ①資産運用委員会

□ 資産規模100億円以上のDBに資産運用委員会の設置を義務づける。

## ②分散投資

□ 分散投資の重要性等に鑑み、分散投資を行わない場合には基本方針への記載及び加入員への周知を求めるとともに、運用委託先が特定の運用機関に集中しないための方針を定めることとする。

## ③オルタナティブ投資

□ オルタナティブ投資について、注意喚起を促す意味からも、運用の基本方針の節に新たに項目を設けて、運用の基本方針にその位置づけ等を記載し、運用機関の選任及び商品選択等についての留意事項を示す。

## ④運用受託機関の選任・評価

□ 厚年基金ガイドラインに記載されている事例を追加するほか、「内部統制の保証報告書」、「投資パフォーマンス基準(GIPS)」を運用受託機関の選任・評価の際の定性評価項目の一つとして例示する。

## ⑤運用コンサルタント

□ 運用コンサルタント会社の信頼性及び中立・公正性を担保する観点から、運用コンサルタントは金融商品取引法上の投資助言・代理業者であるとともに、その採用の際に運用受託機関との間で利益相反がないか確認することとする。

## ⑥代議員会・加入者への報告・周知事項

□ 厚年基金ガイドラインでは、ガバナンスや情報開示の観点から、資産運用に関して運用受託機関の選任・評価状況などを代議員会に報告するとともに、資産運用委員会の議事記録を保存し、議事概要を加入員に周知することとされた。DBのガイドラインでも、規約型のDBがあることに留意しつつ、同様の見直しを行う。

## ⑦スチュワードシップ責任・ESG

□ スチュワードシップ・コードの受け入れや取り組み、ESGに対する考え方を運用受託機関の選任・評価の際の定性評価項目とすることを検討すること、スチュワードシップ・コードを受け入れている運用受託機関に、利益相反についての明確な方針の策定などの取り組みを求めること、運用機関からのスチュワードシップ活動報告を受け、当該報告を代議員会への報告・加入者等への周知事項に加えることが望ましい旨を記載する。

### 3. 加入者等への説明・開示その他

○高崎委員

ガバナンスの問題というのは非常に重要ですし、逆にいろいろなケースを想定したり、実情を踏まえてということになると、一定の線引きで決められるような単純なものではないと思っております。・・・DBの制度・・・の目的を考えると、DBの数をふやすことありきではなくて、私的年金としてきちんと制度が仕組みとして成り立っていく、将来加入者のため、受給者のためにきちんと私的年金が支払われる財源が確保されるというのがやはり重要だと思っております。

そういう意味では、・・・DBのガバナンス、それは監査をすとか、そういうのもあるのですけれども、加入者側とか事業所側がDBに参加するということがどのような位置づけであるのか、参加事業所はどのような責任を負っているのか、それを理解すればおのずからDBの運用状況、資産の運用状況というのはきちんと見ていかないといけないという認識になっていくと思います。監査とか代議員の仕組みをどうするかというのもあるのですが、それと並行して、事業所、加入者のほうへの啓蒙など、その認識のレベルもきちんと理解が進むように働きかけていくのも重要ではないかと思っております。

○井戸委員

総合型というのがすごく急激に拡大しているので、実際に何か問題があったときに、いろいろな業種がかかわっていて、・・・企業自身の問題意識がなく、募集型なので参加しているだけのところも多いと思うのですね。結局、問題があったときに、従業員の方が損をこうむるわけですから、従業員の方の受給権の保護と、企業側のもとに問題意識というのを高めるような何か方法があればいいなと感じました。

○森戸部会長代理

加入員側といいますか、要するに労働者側が、総合型基金に限りませんが、それを通じてのガバナンスというのですか、それが非常に大事だと思います。それは結局、加入員なり従業員側、加入者側にあなたはこういう基金に入っていますということがちゃんと説明されているかという話かなと思うのです。

だから、広い意味での労働条件の説明義務みたいなものです。これは労働法上の規制はもちろんあるわけですがけれども、そういう労働法上の規制とかのリンクというか、接合というか、そういうことも少し視野に入れた、ちゃんと加入員なり労働者側に自分の企業年金の現状が伝わるような規制のあり方というのか、そういうことも考えなければいけないかなと思いました。

○半沢委員

労働者側に対する説明や情報の開示をきちっとその企業の中で行うということが、改めて重要だと思うので、ぜひ考えていただきたいです。

特に総合型の年金を、自分たちの企業、規約型等の上乗せのような形で持っている場合に、労働協約や就業規則の中にその内容が十分に書かれていなかったりといった例も多く見られますので、ガバナンスの強化に関してはそういった点も含めてぜひ見ていただいて、仕組みをつくっていただきたいと思います。

○臼杵委員・書面

今後は、①単独型・連合型と総合型において、問題が生じる可能性は後者の方が高いのは資産運用面でも同じ、②ガバナンスや運用プロセスがきちんとしていても結果として損失を被ることはありうるので、積立基準を中心に受給権保護を考える、という視点も検討いただければと思います。

## (参考)加入者等への説明・開示その他に関する論点

(第18回社会保障審議企業年金部会平成28年6月14日資料)

- DB制度の目的は高齢期における年金等の支給にあることに鑑みれば、その財源を確保することが重要である。このため、積立基準の達成状況を毎年度確認し、その結果を踏まえて事業主は必要な掛金を拠出しているところであるが、今後、リスク対応掛金の仕組みが導入されれば、目標とする積立水準を労使合意に基づき定めることになる。
- こうした環境の下では、事業主・加入者ともに、DB制度における財政や資産運用についての理解が不可欠であり、意思決定への参画もこれまで以上に求められる。その前提として、まずは当事者が制度への関心を持つことが大切。
- DB制度への関心を高めていく上では、自身の加入する制度の現状を知ることもしっかりの一つになる。現行制度でもDB制度の業務概況を加入者等に対して周知することとされているものの、周知される項目や周知の方法について、DB制度への関心を高めるといった観点から改善の余地がないかどうか、今後企業年金部会等において検討する必要があるのではないか。

○森戸部会長代理

労働者、従業員からすると、広い意味で労働条件のラインアップの1つだと思しますので、労働法制との連携と言いましたけれども、就業規則等に例えば労基法上の規制と絡めて何か考えられないか、あるいは現状、どのような形で就業規則等に書かれているものなのか、それとも全然もう、就業規則など、労働条件とは別なものとして整理されているのか。そのあたりの実態も踏まえて、労働者の側から、自分はどのような制度にカバーされていて、どのような労働条件の中で、企業年金というのはこういう位置づけなのだとということがわかるようになっていくのか。わかるようにするには、どうしたらいいのかという視点で今後検討していただければと思います。

○伊藤委員

労働組合から会社に対して情報開示を求めた場合に、会社側がよく理解していなかったり、開示や説明を拒むような場合も散見されたということで、大変苦慮したということです。

私たち労働組合としても努力は当然していくつもりですが、会社においてもやはり先ほどもありましたボラティリティーの話、変化が大きくなっているということもありますし、資料にもあるようにリスク対応掛金の仕組みなども含めて考えれば、加入者の正確な理解ということが重要だと思っていますので、この点については十分な内容の説明・開示を継続的に行う仕組みが必要だと考えております。

○小林委員

こうした内容についてはほとんどの基金等で既に開示が行われているのではないかと思います。また、加入者や受給権者の方に理解してもらうため、例えばビジュアル化の工夫をするなど、よりわかりやすい情報開示をそれぞれ工夫をしている例も少なくないのではないかと思います。

基本的に開示が必要な項目は、十分足りていると考えておきまして、わかりやすさということで言えば、開示項目を増やすよりも、むしろ簡素化すべきであり、いたずらに項目を追加して負担を増やすことは避けるべきではないかと思っております。中には、実務負担が大きく、情報開示に工夫ができないという年金基金等もあるかと思っておりますので、例えばそうした基金に対しては好事例をテンプレートで示すなど、サポートの面を強化する必要があるのではないかと思います。

# DBの業務概況の周知の内容

- 現行制度では、毎事業年度一回以上、DB制度の業務概況を加入者等に対して周知する義務づけ等がなされている。
- 多くの事業主等は周知事項を網羅した業務概況のひな形（各受託機関が作成）を活用して周知を行っている。
- 各受託機関が作成している業務概況のひな形では、図表を用いた資料としているものや、加入者等に対する補足説明を加える等の工夫をしている例が見られる。（次頁以降参照。）

## 【周知事項】（確定給付企業年金法施行規則第87条第1項）

- 一 給付の種類ごとの標準的な給付の額及び給付の設計
- 二 加入者の数及び給付の種類ごとの受給権者の数
- 三 給付の種類ごとの給付の支給額その他給付の支給の概況
- 四 事業主が資産管理運用機関等に納付した掛金の額、納付時期その他掛金の納付の概況
- 五 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額との比較その他積立金の積立ての概況
- 六 積立金の運用収益又は運用損失及び資産の構成割合その他積立金の運用の概況
- 七 基本方針の概要
- （八 調整率の推移その他調整率に関する事項）
- 九 その他確定給付企業年金の事業に係る重要事項

# (参考)DBの業務概況の周知にかかる受託機関のひな形の例①

## ○ 給付の種類ごとの標準的な給付の額及び給付の設計

- ・ 実施しているDB制度の給付設計が一目でわかる
- ・ モデル給付が記載されており、将来どの程度の給付を得られるか分かる

### 例1

#### 1. 給付の種類ごとの標準的な給付の額及び給付の設計

<標準モデル(モデルとなるケースは各給付種類毎に記載のとおり)>

給付の種類	標準的な額		受給権	受給方法
	年金(千円/月)	一時金(千円)		
老齢給付金	●●●	●●●	次のいずれにも該当したとき 1. 加入期間が20年以上 2. 年齢が60歳に達したとき	・年金または一時金を選択 ・年金を選択した場合の受給期間は10年
遺族給付金	●●●	●●●	【年金】 ・加入期間が20年以上である加入者 ・老齢給付金の受給者および脱退一時金の繰下げの申出をしている者  【一時金】 ・加入期間が1年以上20年未満である加入者	【年金】 ・年金または一時金を選択 ・年金を選択した場合の受給期間は10年  【一時金】 ・一時金
脱退一時金		●●●	・加入期間が1年以上20年未満である加入者で、加入者の資格を喪失したとき ・60歳未満かつ加入期間が20年以上で、加入者の資格を喪失したとき	・一時金

### 例3

#### 1. 制度の概要について

(給付の設計)

支給要件			給付種類	給付の内容	支給時期
加入者期間	年齢	事由			
年以上 年未満	—	退職	脱退一時金	—	即時
		死亡	遺族給付金		即時
年以上	歳未満	退職	脱退一時金	年確定年金 (又は一時金)	繰下後 歳
			老齢給付金		即時
	歳	死亡	遺族給付金		年確定年金 (又は一時金)

(モデル給付額)

給付の種類	加入者期間	標準給与額	給付額	選択一時金
老齢給付金	20年	千円	円/年	
	25年	千円	円/年	
	30年	千円	円/年	
脱退一時金(会社都合退職) 又は遺族一時金	5年	千円	円	
	10年	千円	円	
	15年	千円	円	

### 例2

#### 1 給付の種類ごとの標準的な給付の額及び給付の設計

給付の種類	給付の設計				標準的な給付の額(円)
	主な支給要件		給付期間		
	支給事由	勤続(加入)期間・年齢			
老齢給付金	年金	退職	●年以上かつ●歳到達	●年確定年金	
	一時金			—	
脱退一時金		退職	●年以上●年未満	—	
			●年以上●歳未満		
遺族給付金	年金	死亡	●年以上	●年	
	一時金		●年以上●年未満	—	

# (参考)DBの業務概況の周知にかかる受託機関のひな形の例②

- 加入者の数及び給付の種類ごとの受給権者の数
- 給付の種類ごとの給付の支給額その他給付の支給の概況
- 事業主が資産管理運用機関等に納付した掛金の額、納付時期その他掛金の納付の概況

・ 各項目について周知事項を簡潔に提示している

## 例1

### 2. 平成〇〇年度決算状況について (平成〇〇年〇〇月〇〇日現在)

(加入者数)		(給付の状況)			
加入者(人)		区分	給付種類	件数	金額(円)
		年金給付	老齢給付金		
			遺族給付金		
			計		
(年金受給権者数)		一時金給付	脱退一時金		
老齢給付(人)			選択一時金		
遺族給付(人)			遺族給付金		
			計		

(掛金の徴収状況 (納付時期: 毎月〇日)) (単位: 千円, %, 人)

種類	規約に定める掛金率	納付決定額①		納付済額	不納欠損額	未納額②	②/①
		うち加入者負担分					
標準掛金							
特別掛金							
計							

### 3. 年金給付等積立金の積立概況

(貸借対照表 (基本金処理前)) (金額単位: 千円)

資産勘定		負債勘定	
純資産額		責任準備金	
		数値債務	
		未償却過去勤務債務残高等	
基本金(不足金)		基本金(剰余金)	
繰越不足金		承継事業所償却積立金	
当年度不足金		別途積立金	
		当年度剰余金	
合計		合計	

## 例2

### 2. 平成〇〇年度決算時の加入者の数および給付種類ごとの受給権者の数

<加入者の数>		<給付種類ごとの受給権者の数>	
	人数		人数
計	〇人	老齢給付金	年金 〇人
			一時金 〇人
		脱退一時金	〇人
		遺族給付金(一時金)	〇人

### 3. 平成〇〇年度決算時の給付の種類ごとの給付の支給額等の状況について

<給付の状況>		件数	金額
老齢給付金	年金	〇件	〇〇〇円
	一時金	〇件	〇〇〇円
脱退一時金		〇件	〇〇〇円
遺族給付金(一時金)		〇件	〇〇〇円

### 4. 平成〇〇年度決算時の掛金の額、納付時期および掛金の納付状況

	納付決定額 A	納付済額 B	納付率 B/A
標準掛金	円	円	%
特別掛金	円	円	%
特例掛金	円	円	%
事務費掛金	円	円	%

掛金の納付時期	
---------	--

# (参考)DBの業務概況の周知にかかる受託機関のひな形の例③

## ○ 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額との比較その他積立金の積立ての概況

- 加入者が見慣れない年金用語(継続基準・非継続基準等)の説明を加えて解説している

### 例1

#### 《積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較》

金額単位:千円

##### I-1 継続基準による財政検証(ステップ①)

①純資産額	〇〇〇.〇〇〇
②責任準備金	〇〇〇.〇〇〇
積立比率:①÷② 判定 1.00以上か	〇.〇〇 〇

##### II 非継続基準による財政検証

①純資産額	120.102
②最低積立基準額	69.777
積立比率:①÷② 判定 〇.〇〇以上か	〇.〇〇 〇

##### I-2 継続基準による掛金の見直し要否(ステップ②)

①数理上資産額(高資産額)	〇〇〇.〇〇〇
②許容繰越不足金	〇.〇〇〇
③責任準備金	〇〇〇.〇〇〇
積立比率:(①+②)÷③ 判定 1.00以上か	〇.〇〇 〇

##### III 積立超過による財政検証

①数理上資産額(高資産額)	〇〇〇.〇〇〇
②積立上限額	—
積立比率:①÷② 判定 1.00以下か	— 検証不要

●継続基準および財政再計算の要否 継続基準は、年金制度が将来にわたり継続する前提で積立金が計画通りに積み立てられているかを検証する指標です。1.00以上でクリアとなります。財政再計算要否については、許容繰越不足金を考慮して判定します。

●非継続基準 年金制度が終了した場合に加入者や年金受給者に対して保全すべき給付債務について、これに見合う積立金が確保されているかを検証する指標です。1.00以上(※)でクリアとなり、その場合は掛金の追加拠出は必要ありません。非継続基準に抵触した場合は、積立水準の回復に必要な掛金を計算して追加拠出の要否を判定します。  
(※)平成25年3月31日以降一年間を基準日とする非継続基準のクリア基準は0.92以上となります。また非継続基準が0.90(平成25年3月31日以降一年間を基準日とする財政検証においては0.82)以上で、過去3事業年度のうち2事業年度以上で非継続基準をクリアしている場合もクリアとなります。なお、非継続基準は1.00まで毎年0.02ずつ引き上げられます。

●積立超過 積立金と積立上限額を比較することにより、以降の調整を行います。なお、上表において②≤MAX(数理債務、⑥)×1.5の場合は、積立超過に関する検証を行う必要がないこととされています。

### 例2

#### ⑤ 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額との比較 その他積立金の積立ての概況

確定給付企業年金制度では、毎年「継続基準」「非継続基準」による財政検証が実施されます。年金資産の積立基準が不十分と判断された場合は、掛金増額が必要となります。

「継続基準」→検証日時点で「責任準備金」(年金制度が保有すべき積立金の金額)と「年金資産」を比較し、主として、将来的な財政の健全性を検証します。

「非継続基準」→検証日時点で「最低積立基準額」(加入者等に最低限保全すべき給付の現価相当額)と「年金資産」をそれぞれ比較し、仮に制度が終了すると仮定した場合、加入者および受給者に対して、過去期間に見合った給付を行えるだけの積立金を有しているかどうかを検証します。

平成●●年度の積立水準 (金額単位:千円)

【継続基準】  倍 (基準値・・・1.00倍以上)

$$\text{純資産額} \div \text{責任準備金} = \frac{\text{}}{\text{}} = \text{} \%$$

【非継続基準】  倍 (基準値・・・1.00倍以上)

$$\text{純資産額} \div \text{最低積立基準額} = \frac{\text{}}{\text{}} = \text{} \%$$

➡ 継続基準・非継続基準とも基準を満たしています。

# (参考)DBの業務概況の周知にかかる受託機関のひな形の例④

## ○ 積立金の運用収益又は運用損失及び資産の構成割合その他積立金の運用の概況

- 年金資産の積立金の運用状況を簡潔に開示している
- 過去の運用実績や運用機関ごとの資産残高を開示している例もある

### 例1

#### ⑥ 積立金の運用収益又は運用損失及び資産の構成割合 その他積立金の運用の概況

##### ◆資産別残高及び資産構成割合◆ (単位:百万円、%)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	一般勘定	その他資産	合計
残高							
構成割合							

##### ◆運用機関別資産残高◆ (単位:百万円)

	信託銀行	資産合計	生命保険会社	資産合計

##### ◆本年度の運用状況◆

本年度の運用状況は、  
資産運用利回りは  % 運用収益  百万円となりました。

### 例3

#### ⑥ 積立金の運用収益又は運用損失及び資産の構成割合その他積立金の運用の概況

(1) 運用収益(または運用損失) 【平成◆◆年◆◆月◆◆日から平成◆◆年◆◆月◆◆日までの期間】

運用収益(または運用損失)(円)  時価ベース利回り(%)

※運用報酬等控除後の金額となります。

(2) 資産別残高および資産構成割合

	国内債券	新株予約 権付社債	国内株式	外国債券	外国株式	一般勘定	その他 資産	資産合計
時価総額(百万円)								
構成割合(%)								

(3) 運用機関別資産残高

(単位:百万円)

信託銀行	生命保険		金融商品取引業者	
	資産合計	資産合計	資産合計	資産合計

### 例2

#### 5. 年金給付等積立金の運用の概況

平成〇〇年度の積立金の運用は〇.〇%となり、運用収益は〇〇百万円となりました。

〈運用収益又は運用損失〉 (単位:百万円、%)

	平成〇年〇月期	平成〇年〇月期	平成〇年〇月期	平成〇年〇月期
運用収益・損失額				
利回り				

〈資産別残高及び資産構成割合〉 (単位:百万円、%)

	国内債券	新株予約 権付社債	国内株式	外国債券	外国株式	一般勘定	その他 資産	資産合計
時価総額								
構成割合								

(備考)受託機関:

# (参考)DBの業務概況の周知にかかる受託機関のひな形の例⑤

- 基本方針の概要
- その他確定給付企業年金の事業に係る重要事項

- ・ 運用の基本方針についてポイントとなる項目を簡潔に掲載している
- ・ 確定給付企業年金の事業に係る重要事項として給付設計の変更等を掲載している

## 例1

### ⑦ 運用の基本方針について

#### ◆運用目的

規約に定めた年金たる給付及び一時金たる給付の支払いを将来にわたり確実にを行うため、必要とされる総合収益の下振れリスクなどに留意しつつ、長期的に確保することを目的としています。

#### ◆運用目標◆

年金財政上の予定利率、各運用資産毎の市場における収益率（ベンチマーク）及び各運用資産毎のベンチマークを資産構成割合に応じて組み合わせた収益率（複合ベンチマーク）を長期的に上回ることを目標としています。

#### ◆資産構成についての方針◆

基本となる投資対象資産の期待収益率、同収益率の標準偏差、同収益率間の相関係数及び

(単位：%)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	一般勘定	その他資産	合計
構成割合							

### ⑧ その他確定給付企業年金の事業に係る重要事項

【例】 今年度については、給付増額の変更を行いました。

※本資料に関するお問い合わせ先 ●●部 TEL xxx-xxx-xxxx

## 例2

### 6. 運用の基本方針

当社では、以下の運用の基本方針に基づいて運用を行っております。

#### (1)目的

当社は、加入者及び加入者であった者に規約に規定する年金給付及び一時金たる給付の支払いを将来にわたり確実にを行うため、安全かつ効率的な資産運用を旨とし、必要とされる総合収益を長期的に確保することを運用の目的とする。

#### (2)運用の目標

年金資産の運用に当たっては、将来にわたって健全な年金制度を維持するに足るだけの収益率として年金財政上の予定利率を確保するよう努めるとともに、個別資産については運用資産ごとに市場における収益率（以下「ベンチマーク」という。）、また受託機関の資産全体については運用資産ごとのベンチマークを資産構成比に応じて組合せた収益率（以下「複合ベンチマーク」という。）を長期的に上回ることを運用目標とする。

#### (3)資産構成

基本となる投資対象資産の期待収益率、同収益率の標準偏差、同収益率の相関係数を考慮した上で、将来にわたる最適な資産の構成である政策的資産構成割合を定め、これに基づく資産構成割合を維持するよう努めるものとする。この政策的資産構成割合は、当社の状況等を勘案し、中長期的観点から策定する。また、必要に応じて政策的資産構成割合の見直しを行うものとする。

《年金資産運用の長期的指針となる政策的資産構成割合》

資産	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	一般勘定	その他資産	合計
政策的資産構成割合	〇.〇%	〇.〇%	〇.〇%	〇.〇%	〇.〇%	〇.〇%	100.0%

※一部抜粋につき詳細は別添の「年金資産運用に関する基本方針」にてご確認ください。

# DBの業務概況の周知の方法

- 現行制度では、DB制度の業務概況を加入者に対して、常時各実施事業所の見やすい場所に掲示する方法や書面で交付する方法等により周知することとされており、受給権者に対してもできる限り同様の措置を講ずることとされている。
- 多くの事業主等は、DB制度の業務概況を各実施事業所内のイントラネットに掲載する方法や、事業所内の掲示板に掲示する方法等により行っている。

## 【周知の方法】（確定給付企業年金法施行規則第87条第2項及び第3項）

- 2 周知事項を加入者に周知させる場合には、次のいずれかの方法によるものとする。
  - 一 常時各実施事業所の見やすい場所に掲示する方法
  - 二 書面を加入者に交付する方法
  - 三 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各実施事業所に加入者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法
  - 四 その他周知が確実に行われる方法
- 3 事業主等が加入者に周知事項を周知させる場合であって、前項各号のいずれかの方法を選択するときは、加入者以外の者であって事業主等が給付の支給に関する義務を負っているものにも周知が行われる方法を選択するよう努めなければならない。

# 加入者等への説明・開示その他に関する論点

○ DBの業務概況の周知の内容をみると、年金制度を理解する上で必要なものが網羅されていると言えるのではないか。

○ 積立金の積立てや資産の構成割合の状況については、DB全体との比較※1を可能とする等の工夫を行うことで、当該DBの状況がよりわかりやすくなる可能性があるのではないか。

※1 厚生労働省においても、DB制度全体の統計(貸借対照表、損益計算書、積立水準等)を公表することにより、比較情報の充実を図る予定。

○ その他、加入者等に当該企業の退職金制度の全体像及びその中でのDBの位置付けが分かる資料を開示すると、加入者等のDB制度への関心・理解が深まることが期待できるのではないか。

○ また、上記の工夫について、DBを実施する事業主又は基金に対し呼びかけるため、ガイドライン※2に加入者等へわかりやすく開示するための工夫を講ずることが望ましい旨を盛り込んでどうか。

※2 確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて(通知)

